

中野区教育ビジョン(第2次)

素 案

平成22(2010)年7月

中野区教育委員会

目 次

第1章	本計画の基本的な考え方	
	1. 策定の趣旨	1
	2. 計画の位置付け	2
	3. 計画の期間	2
第2章	中野区が目指す教育の姿	
	1. 教育理念と目指す人間像	3
	2. 家庭・地域・学校の連携	4
	3. 地域に根ざした質の高い教育へ	4
	4. 教育ビジョンの概念・目標体系	5
第3章	各目標における今後5年間の取組の方向	
目標Ⅰ	～人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている～	9
目標Ⅱ	～地域が誇る魅力ある学校づくりが進み、子どもたちは生き生きと学んでいる～	14
目標Ⅲ	～子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、 基礎・基本を身につけ、個性や可能性を伸ばしている～	19
目標Ⅳ	～子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている～	27
目標Ⅴ	～自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、 子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている～	33
目標Ⅵ	～地域における学習やスポーツ活動が行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる～	41
目標Ⅶ	～子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている～	46
目標Ⅷ	～主体的な教育行政が行われ、充実した教育環境の中で学ぶことができる～	50
	(目標ごとに) 目標に対する基本的な考え方 現状と課題 成果指標と目標値 取組の方向 【家庭では】 / 【地域では】 / 【行政・学校では】 今後5年間で重点的に進める取組	
参考資料	用語の意味	55

第1章 本計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

中野区教育委員会では、中野の教育が一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むことを願い、平成17年6月に「中野区教育ビジョン」を策定しました。「中野区教育ビジョン」では、学校教育などの中野区の教育をめぐる諸々の課題を示すとともに、行政・学校だけでなく、家庭や地域も含めた、これからの中野区が目指すべき教育の方向性を、中長期的な視点に立って明らかにしました。さらに、平成18年4月には、「中野区教育ビジョン」を推進するため、「教育ビジョン実行プログラム」を策定し、「中野区教育ビジョン」に掲げる「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という教育理念の実現に向けた8つの目標の達成を図るために重点的に取り組む事項を定め、積極的な推進を図ることとしました。

この間、平成18年12月には昭和23年の制定以来60年ぶりに教育基本法が改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ新しい時代の教育の基本理念を明示しました。すなわち、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すとされています。このような教育基本法の新しい理念に基づき、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。併せて、新しい教育基本法の理念が実際に活かされ実効あるものとするため、国においては教育振興基本計画を定めることが義務付けられ、地方公共団体も国の計画を参考としてその地域の実情に応じた基本計画を策定することが努力義務化されました。これを受けて、国では、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定し、また、東京都も平成20年6月に教育振興基本計画の位置付けを持つ「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定しました。

中野区教育委員会では、このような教育を巡る状況の変化を踏まえ、国や東京都の教育振興基本計画の内容を斟酌し、現行の「中野区教育ビジョン」の内容のうち、主に経年変化等で内容を修正すべきものを見直し、また、実施計画にあたる「教育ビジョン実行プログラム」を盛り込んだ「中野区教育ビジョン(第2次)」を策定することとしました。

新しい「中野区教育ビジョン(第2次)」では、今後10年間を見通した教育の目指すべき方向とともに、5年間で重点的に進める取組を明らかにしました。

教育委員会では、今後、「中野区教育ビジョン(第2次)」に掲げる目標の達成を図るため全力をあげて取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

「中野区教育ビジョン(第2次)」は、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第2項に基づく中野区における「教育振興基本計画」として位置付けるものです。

この計画は、国の定めた「教育振興基本計画」、東京都の「東京都教育ビジョン(第2次)」の内容を十分に斟酌するとともに、区の計画体系の最上位に位置する「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」と整合性のあるものとして策定しました。

また、すでに策定されている「中野区次世代育成支援行動計画(後期計画)」などと整合性を図り、必要なものは取り込むこととしました。

3 計画の期間

「中野区教育ビジョン(第2次)」の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、概ね5年を目途に、その間の教育を巡る状況の変化や、事業の実施状況を踏まえ必要な改定を行うこととします。

第2章 中野区が目指す教育の姿

1 教育理念と目指す人間像

《教育理念》

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆ 子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身につけている
- ◆ 一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活をしている

《目指す人間像》

- ◆ 生命を尊重し、やさしさや思いやりの心をもつ人
- ◆ コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる人
- ◆ 自ら考え、創意工夫し課題を解決する人
- ◆ 自らの健康や体力の増進を図る人

これからの世界や日本では、高度情報化や科学技術がより進展し、だれもが簡単にICTを活用し世代や地域を越えたコミュニケーションがさらに盛んになっていくと思われまます。そして、グローバル化が一層進み、国内外の外国人との交流の機会が増え、多様な主体や異なる文化との共生が強く求められる時代になります。このような中で他者との人間関係を築くため、自らの考え方を表現して伝えるとともに相手の考えを理解するなどのコミュニケーション能力を高めていく必要があります。

また、これからの国際競争の激しい時代を生きる子どもたちには、自らに自信を持ちさまざまなことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調することが求められていきます。しかし、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮が社会的に強まる中で、人間関係も希薄化し、他の人や地域、社会とのかかわりをもちにくくなります。このため、思いやりのある豊かな人間性、社会性や規範意識を育むことが大切となります。

今後も不安定な経済情勢が続くことが懸念されています。国内では社会的・経済的格差の固定化や、社会での安心・安全に対する不安といった課題が生じてきています。世界的には地球環境問題や食料・エネルギー危機の不安があり、先行きが不透明で将来が展望しにくい社会になると思われまます。このような社会においては、さまざまな状況変化に対応し、自ら考え、判断し、行動できる人間の育成が求められます。

日本は、引き続き少子化が進み、子どもの数や人口そのものが減少する中で、これからの社会を託す人間として、子どもたちを大切に育てていく必要があります。

また、一人ひとりの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることで、地域社会の中では、生涯にわたって生きがいをもち、ボランティア活動などを通じた社会貢献や

コミュニティづくりへの意識が高まり、さまざまな活動を行う人たちが増加することが期待されます。そうしていくことで、活力ある地域社会と平和で豊かな世界をつくりあげていくことが望めます。

2 家庭・地域・学校の連携

教育は、家庭、地域、学校それぞれが、子どもを一人の人間としてそのすべてにかかわりながら、社会全体で子どもを育てていくという視点で、役割と責任を自覚するとともに、相互に補完し、連携・協力して行うものです。

家庭は、子育てに責任をもち、豊かな体験と愛情の中で生活習慣を身につけさせ、心の居場所となる場であり、子どもの教育の原点です。子どもは家庭において、豊かな情操や基本的な生活習慣、善悪の判断などの基本的倫理観、自制心や規範意識などを身につけていきます。

地域は、一人ひとりが主体的に学び、個性や能力を生かし、お互いが支え高め合う場です。また、子どもは大人から誉められたり叱られたりすることや、地域の行事を体験することなどをとおして、社会におけるルールや人とのかかわり方を身につけていきます。

学校は、生涯をとおして学ぶための基礎となる「生きる力」を育むとともに、地域コミュニティの核としての機能を果たす場です。子どもたちは、集団生活の中で切磋琢磨してお互いを高め合いながら、自立した人間として社会でよりよく生きていくための技能や知識を習得していきます。また、地域のコミュニティ活動などで、幅広く活用される場でもあります。

そして行政は、中野区の教育全体を推進していくという観点で、さまざまな支援や施策展開を行う必要があります。

3 地域に根ざした質の高い教育へ

中野区教育委員会では、これからの中野の教育において、地域に根ざした質の高い教育を目指していきます。

これまで、家庭、地域、学校・行政において、「中野区教育ビジョン」に掲げる教育理念の実現のため、さまざまな取組を進めてきました。今後も先行きが不透明で将来が展望しにくい社会が続くと考えられます。そのような社会の中で、子どもたちが自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身につけていくことが重要です。

「生きる力」を確実に育んでいくためには、幼児期から、発達や学びの連続性に着目した、継続的かつ発展的な教育を進めていくことが大切です。子ども一人ひとりの全人的な成長を目指した一貫した教育活動により、子どもたちは自己の生き方を考え、将来に向けた「生きる力」を身につけていきます。

保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校への接続や学年進行に伴って、学習のつまづきや心理的な発達での課題が表れます。発達段階に即した連続した教育活動を行うことで、

学力・体力の着実な向上や精神的な安定がもたらされ、着実な自己形成を促すことが期待されます。

中野区の区立学校は、それぞれに長い歴史をもち、これまでさまざまな局面で地域に支えられてきました。家庭や地域の教育力の低下が指摘される今日、学校教育の中にこれまで以上に地域の力を取り込み、学校と地域が連携を図りながら子どもたちを育てていくことが求められています。このように、子どもたちの住み慣れた地域で、家庭・地域・学校が十分に連携し、さまざまな局面でかかわりあいを持ちながら、一貫して子どもたちを育てることができるのも区立学校の強みであります。

保育園や幼稚園、小学校、中学校を通じて、子どもたちの発達を支援し、継続した学びを大切にした教育を行うとともに、その教育活動に地域の人々がさまざまな形でかかわり、子どもたちを育てていく—中野区では、このような地域に根ざした教育を目指していきます。

4 教育ビジョンの概念・目標体系

本ビジョンでは、「身近な環境の中で個人の成長が育まれる幼児期」「集団の中で自立の基礎を培う学齢期」「社会の中で自己実現を図る区民」というライフステージの流れを念頭においたⅠ～Ⅶの目標と、これらの目標を達成するための共通の基盤整備を図る目標Ⅷを設定しました。

家庭、地域、学校が一体となり、各々の役割と責任を果たしながら、目標の実現を目指します。

中野の教育

【家 庭】

子育てに責任をもち、豊かな体験と愛情の中で生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心の居場所となっている

【学 校】

生涯をとおして学ぶための基礎となる「生きる力」を育み、家庭や地域との連携により、地域コミュニティの核としての機能を果たしている

【 教育理念と目指す人間像 】

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身につけている
 - ◆一人ひとりが自立し、社会の一員として、生きがいをもって生活をしている
- ◆生命を尊重し、やさしさや思いやりの心をもつ人
 - ◆コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる人
 - ◆自ら考え、創意工夫し課題を解決する人
 - ◆自らの健康や体力の増進を図る人

身近な環境の中で
個人の成長が
育まれる幼児期

集団の中で自立
の基礎を培う
学齢期

社会の中で
自己実現を
図る区民

【 地 域 】

行事や体験をとおし、子どもたちを育むとともに、一人ひとりが主体的に学び、個性や能力を生かし、お互いが支え高め合っている

【 目 標 】

幼児期

I 人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている

学齢期

II 地域が誇る魅力ある学校づくりが進み、子どもたちは生き生きと学んでいる

III 子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、基礎・基本を身につけ、個性や可能性を伸ばしている

IV 子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている

V 自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている

生涯を通じて

VI 地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる

VII 子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている

VIII 主体的な教育行政が行われ、充実した教育環境の中で学ぶことができる

共 通 の 基 盤 整 備

第3章 各目標における今後5年間の取組の方向

本ビジョンでは、各目標について、現状と課題を明らかにし、5年後・10年後の指標(目標値)を設定し、家庭、地域、行政・学校それぞれの視点からの取り組む方向について示し、事業の実績や達成状況を測り、点検・評価を行いながら目標の実現を図っていきます。

取り組む方向のうち、家庭と地域に関するものは、中野区の教育をともに推進していくという視点で、家庭や地域への期待や提案として記述したものです。これを機に、区民のみなさんにも考え、議論をしていただきたいと思います。また、行政と学校に関しては、それぞれが固有に取り組むもの、連携して取り組むものを含め、一括して記述し、今後5年間で取り組んでいく具体的な事業を示しています。

目 標

- 目標Ⅰ 人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている
- 目標Ⅱ 地域が誇る魅力ある学校づくりが進み、子どもたちは生き生きと学んでいる
- 目標Ⅲ 子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、基礎・基本を身につけ、個性や可能性を伸ばしている
- 目標Ⅳ 子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている
- 目標Ⅴ 自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている
- 目標Ⅵ 地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる
- 目標Ⅶ 子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を深めている
- 目標Ⅷ 主体的な教育行政が行われ、充実した教育環境の中で学ぶことができる
(共通の基盤整備)

目標 I

**人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちが
すくすくと育っている**

目標に対する基本的な考え方

幼児期*は、体験的な活動をとおして社会性の芽生えを培うとともに、自然など身近な事象への興味・関心、自発性、豊かな感性などを育む重要な時期です。3歳頃までの乳幼児にとっては、十分な愛情を受けながら安心感や安定感を得ることが大切です。その後、成長・発達するにしたがって、保護者や周囲の大人に見守られているという安心感に支えられて行動範囲が広がり、身体機能の調和的発達や、社会性や規範意識、思考力、豊かな感性と表現力などが育まれます。この時期の教育において、実現や成功などの体験はもとより、葛藤や挫折なども含め、多様な体験をすることは、生涯にわたる学習の基礎をつくるために、極めて重要な意義もっています。

家庭は、教育の原点です。子どもは、家庭における家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣、規範意識などを身につけていきます。しかし、核家族化や少子化が進み、地域とのつながりが少しずつ希薄になる中で、家庭の教育力の低下が問題とされています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、行政や学校、地域社会が連携しながら、社会全体で子育てを支えるという認識のもと、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援が必要です。

現状と課題

■ 幼児教育の充実

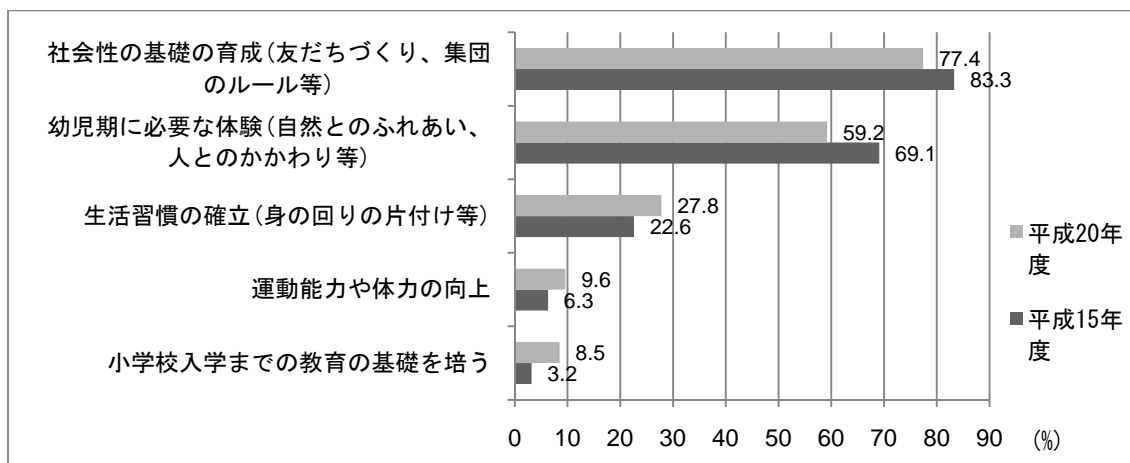
中野区では、3歳～5歳児の9割以上が幼稚園または保育園に通っています。幼児期の教育では、健康な心と体を育て、言葉と表現を身につける大切な役割を担っています。改正された「学校教育法」では、幼稚園を「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」と位置付けています。また、幼稚園教育要領*と保育所保育指針*の整合性が図られ、就学前の幼児期に適切な教育を受けられるよう、教育環境を整えていく必要があります。これまで、幼稚園や保育園の他、認定こども園の開設を支援するなどして、多様な幼児期の教育環境を提供してきました。今後も多様なニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園*の別なく、すべての子どもたちが同じ中野の子どもとして幼児期にふさわしい教育を受けられるように教育内容の充実を図っていきます。

区立幼稚園では、地域や園の実態にあった特色ある園づくりを進めるとともに園内研究の充実を図ってきました。また、区では、幼児研究センター*を平成19年度に設置し、幼児期の子どもたちがおかれている現状や課題等について調査研究を行い、その結果を保育実践に生かす取組や公立・私立の幼稚園・保育園の教職員による合同研究を行ってきました。

区全体の幼児教育の充実を図っていくために、公立・私立の幼稚園・保育園、幼児研究センターにおける実践や研究の成果を、幼児教育の場全体に広めていくことが必要であり、その一翼を区立幼稚園が担っていくことが求められています。併せて、公立・私立や幼稚園・保育園の別なく、教員や保育士の資質や能力の向上を図っていくことが必要です。

*幼児期の教育について幼稚園や保育園に望むこと（抜粋） 子育て支援アンケート

（平成21年3月 中野区子ども家庭部）



■義務教育との円滑な接続・連携

小学校入学時、それまでの園生活との違いから、学校での集団活動等にうまく適応できない子どもたちも見受けられます。義務教育への移行を円滑に行うためには、幼稚園や保育園等と小学校が、子どもの発達や保育内容、教育活動等について相互に理解を深め、幼児の成長に適した保育や指導を行うことが重要となります。

現在、公私立の保育園、幼稚園と区立小学校による「保育園と幼稚園と小学校の連絡協議会」を開催して、公開保育や公開授業の参観や協議等を通じて、幼稚園・保育園等から義務教育への円滑な接続を図っています。これらによって、保育、授業内容についての相互理解が深まってきており、今後は、相互理解から発展して、より充実した教育連携を図るための取組を進めていくことが求められています。

■発達支援の推進

発達の遅れや障害のある幼児に対して、できるだけ早期に障害の特性に応じた援助を開始し、幼児と家族に対する支援を行うことが大切です。集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促していくことに配慮し、医療や福祉などの地域の関係機関と家庭との連携をもとに、一人ひとりの幼児の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う必要があります。幼稚園・保育園、子ども家庭支援センター、地域子ども家庭支援センター、療育センターアポロ園等の関係機関との連携を図って、早期発見・早期対応に努めるとともに、

乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図るため、各関係機関の持つ支援方法や支援者の情報を一元管理し、初期相談から継続した支援ができる体制と就学する小学校等との連携体制の整備を進めていきます。

■家庭における幼児期の教育の支援

核家族化や少子化が進み、地域とのつながりが少しずつ希薄になっていく中で、子育てに関する相談や情報交換をする場が少なくなり、保護者は子育てに対する孤立感や不安、悩みを抱えています。虐待に至るケースも少なくありません。子育ては不安や悩みを伴うものですが、少しでもそれらを解消し、保護者が子育てに喜びを感じながら、子どもと一緒に学び成長することができるように、家庭への支援が求められています。幼稚園や保育園等では、在園児に限らず未就園児の保護者への相談や交流の機会をさらに広げるなどの支援を行ってきました。今後さらに子育て相談など子育て支援事業の充実を図り、保護者の家庭教育の重要性についての認識とともに、共に子どもを育てていくという保護者の意識を高めていくことが必要です。

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26年度	31年度
幼児の発達をとらえた意図的・計画的な指導を行っていると感じている保護者の割合（区立幼稚園）	幼児期に適切な教育を受けていることを示すため	96.2% (20年度)	98%	100%

取組の方向

【家庭では】

- 子どもと過ごす時間を大切にし、温かい愛情の中で家族のきずなを深める。
- 絵本の読み聞かせや一緒に遊ぶことなど、子どもとのふれあいをとおして、豊かな感性、情操やコミュニケーション能力の基礎を育む。
- あいさつや我慢すること、きまりを守ることなど、基本的な生活習慣をきちんと教える。
- 子育ての不安や悩みを家庭内で抱えこまずに、地域や社会とのつながりの中でともに解決していく。

【地域では】

- 愛情をもって子どもの育成にかかわり、成長を温かく見守る。
- 子育て家庭が地域で孤立することのないよう、声をかけて交流を図っていく。
- 地域の住民や団体が、子育てについての経験や知識、技能などを積極的に子育て支援に生かし、子育て支援を通じて地域のコミュニティを広げる。

【行政・学校では】

- 幼稚園・保育園・認定こども園では、幼児の主体的、体験的な活動をとおして、身近な事象への興味・関心や豊かな感性などを育むとともに、社会性や道徳性の芽生えを培う。
- 公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園の別なく、すべての子どもたちが同じ中野の子どもとして幼児期にふさわしい教育を受けられるように環境を整備する。
- 幼児研究センターにおいて、幼児期の子どもたちが置かれている現状や課題、取るべき方策などを調査・研究し、その成果の情報提供を行う。
- 区立幼稚園での実践や研究成果、幼児研究センターによる研究成果を幼児教育の場全体へ積極的に広め、区全体の幼児教育の充実を図っていく。
- 幼稚園の教員や保育士を対象とした研修を充実し、教員や保育士の資質や能力の向上を図る。
- 幼稚園・保育園、認定こども園などから義務教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園、認定こども園と区立小学校との具体的な連携に向けた取組を推進する。
- 公立・私立、幼稚園・保育園・認定こども園の別なく障害のある幼児を受け入れ、関係機関と連携しながら、教育や保育を行うとともに、積極的に交流を図っていく。
- 発達遅れや障害のある幼児が、安心して修学できるよう、関係機関との連携体制を図り、継続した支援を行っていく。
- 家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や保育園・認定こども園による家庭に対する支援を推進する。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立幼稚園における園内研究の充実 ・ 幼児研究センターによる調査研究の充実と研究成果を実践に生かす取り組みの推進(☆) ・ 区立幼稚園における幼児研究センターと連携した実践研究とその成果の発信 ・ 中野区幼稚園教育研究会における公立私立幼稚園教育研究の支援 ・ 地域と連携した園づくりに向けた取組 ・ 幼稚園教諭や保育士を対象とした専門的研修・専門相談・相互交流研修の実施
義務教育との円滑な接続・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事等や小学校生活科等を通じた子ども同士の交流の推進 ・ 保幼小教育連携研修会の実施 ・ 保幼小連絡協議会の機能強化 ・ 小学校教員の幼稚園・保育園等への参観・保育体験研修の実施 ・ 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭等の合同研修、訪問研修の実施 ・ 幼児教育から義務教育への円滑な接続を図るための保育・指導プログラム等の作成(保育士や幼稚園教諭、小学校教諭の連携による作成)

<p>発達支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園における、巡回相談や特別支援教育コーディネーター*研修の実施 ・療育センターアポロ園における私立幼稚園等の在籍児・保護者支援、教職員への巡回訪問(☆) ・子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センター等関係機関との継続した支援体制の確立 ・成長過程を通じて一貫した発達支援体制の推進(成長ステージごとの移行支援会議を通じての情報の引継ぎや個別支援計画の調整、成長を綴ったサポートファイルの作成等)(☆) ・療育センターアポロ園の機能強化とサービス向上(☆)
<p>家庭における幼児期の教育の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上のための「親育ち」活動の支援 ・区立幼稚園における保護者との連携、相談機能の充実 ・未就園児の親子登園における保護者同士の交流の機会の提供と相談の実施等 ・幼児研究センターの調査・研究成果の子育て家庭への情報提供(☆)

(☆)は、子ども家庭部所管事業

目標Ⅱ

地域が誇る魅力ある学校づくりが進み、子どもたちは生き生きと学んでいる

目標に対する基本的な考え方

学校教育法の改正をうけ、新学習指導要領*では「生きる力」を、[確かな学力]・[豊かな人間性]・[健康と体力]の3つの要素からなる力と定めています。学校は、一定規模の集団で活動することをおして、子どもたちに「生きる力」を確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場です。公立学校には多様な子どもが在学しており、集団での活動や友達とのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができます。

また、子どもたちの「生きる力」を育んでいくためには、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てていくことが必要です。保護者や地域住民の学校教育及び学校運営に対する参加を一層推進し、学校が地域や家庭と連携して、コミュニティの核としての役割を果たしていくことで、子どもたちが生き生きと学べる学校教育を実現していくことが求められています。

現状と課題

■特色ある学校づくりの推進

地域や保護者の期待に応え、信頼される学校経営を実施するために、地域や児童・生徒、学校等の実態に応じた、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを推進する必要があります。

これまで各区立幼稚園や小中学校が「中野区教育委員会特色ある学校づくり重点校」として研究に取り組んできており、その成果を他の区立幼稚園と小中学校に普及することを通じて、区の学校教育の充実・向上を図ってきました。今後は、さらに保護者や地域から信頼される学校づくりを目指すとともに、確かな学力の定着、豊かな人間性や健康・体力の育成など教育的課題を積極的に解決していく取組を各校で推進していくことで、学校力の向上を図り、地域に誇れる学校づくりを目指していく必要があります。

■地域の教育力の向上

改正された教育基本法に、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれました。今後は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることがさらに求められます。そして、地域や家庭が学校の教育活動を支援することを通じて、地域の教育力の向上が図られ、地域の活性化が期待されています。

これまで各学校では、保護者や地域の人々に学校の教育活動にさまざまな形で関与してもらっており、小中学校全校で年間30人以上地域の人材を活用していますが、地域や学校によってその関与の程度に差がみられます。これからは、学校や地域の特性を生かし、学校や地域の実態に応じたボランティアの活用を推進する必要があります。そのために、ボランティアのコーディネート機能や保険の整備などのボランティア活用の基盤づくりを進めるとともに、地域教育プラットフォーム*といった地域と学校との連携・協働を推進し、地域ぐるみで学校の教育活動の支援を行う体制づくりに向けた検討が必要です。また、保護者や地域が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることも大切です。

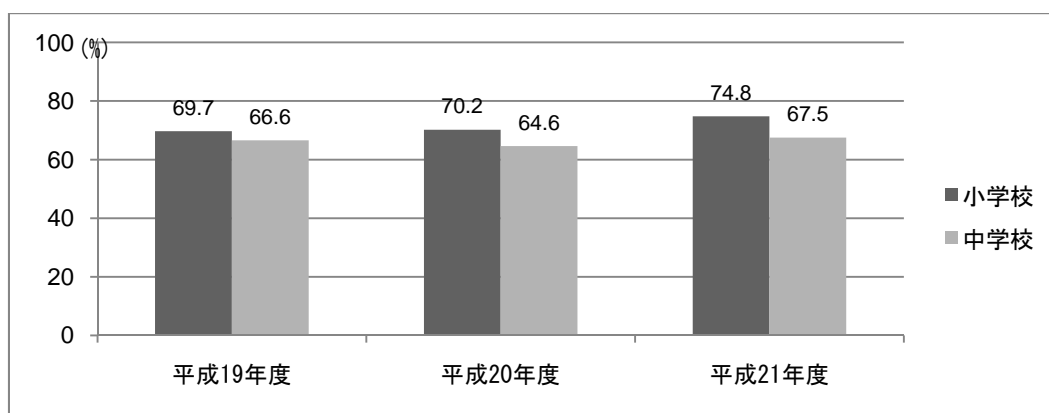
■学校評価*の充実

学校は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、学校運営や教育内容の改善・充実に努め、教育の水準の維持・向上を図らなくてはなりません。学校教育に対する保護者等の関心と期待が高まる中で、学校は適切に説明責任を果たし、相互の連携の一層の促進を図る必要があります。学校評価については、学校教育法(一部)と同法施行規則が改正され、文部科学省による「学校評価ガイドライン」も改訂されました。

これまで中野区では、保護者等によるアンケートを実施してきましたが、平成21年度から、「学校評価ガイドライン」に沿って、学校が自らの経営計画に基づいた自己評価を中心に行っています。その過程の中で、保護者や地域等の学校関係者による評価を取り入れ、評価結果については開示するとともに次年度の教育課程編成など、学校教育の改善に生かしています。

なお、学校評価は、自己評価・学校関係者評価のほかに、第三者評価を実施手法の一つとしています。今後は、国で検討している第三者評価を含めた「学校評価ガイドライン」の改訂等を踏まえ、新たな学校評価の仕組みを構築していく必要があります。

*「学校は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、学校改善に生かしていると思う保護者の割合
(中野区小中学校保護者アンケート)



■学校再編

近年の少子化の影響などから、中野区立の小中学校においても、児童・生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が続いています。学校の小規模化によって、集団教育のよさが生かされないだけでなく、教職員等の配置数の減少などにより、学校運営や児童・生徒の指導に難しさも生じてきています。集団教育のよさを生かし、学校教育の充実を図るため、平成17年10月に「中野区立小中学校再編計画」を策定し、前期5か年においては、特に小規模化の著しい学校を解消するため、学校再編を進めてきました。中期以降の学校再編については、これまでの基本的な考え方にに基づき、統合の時期や校舎の位置を定めていきますが、学校間の連携や学校と地域・家庭との連携なども踏まえた検討が必要です。

学校再編の実施にあたっては、これまでの学校再編における課題や意見などから、保護者や地域住民への適時適切な情報提供や子どもたちへの心身のケアの充実、通学路の安全確保等、個々の学校の課題に対する早期の対応が必要です。また、学校運営に支障をきたさないよう校舎の改修や人的配置などについても検討し、子どもたちが安全かつ安心して新しい学校生活を送れるような対応が必要です。

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26年度	31年度
子どもが「学校生活を楽しく過ごしている」と感じている保護者(小学校)の割合	子どもたちが生き生きと学んでいることを示す目安となるため	94.3% (21年度)	96%	98%
子どもが「充実した学校生活を送っている」と感じている保護者(中学校)の割合	子どもたちが生き生きと学んでいることを示す目安となるため	87.5% (21年度)	92%	95%

取組の方向

【家庭では】

- 学校行事や授業参観に参加し、子どもの学校生活や学習の様子、学校の教育方針などを把握し、生活習慣の確立など家庭教育の充実に生かす。
- 学校の教育活動を評価するとともに、進んで学校教育の改善に協力する。
- 地域行事等に積極的に参加し、地域とともに子どもの健全な育成に努めていく。

【地域では】

- 子どもたちとあいさつを交わしたり、声かけをしたりして、地域の学校に通う子どもたちに積極的にかわり、その成長を見守る。
- 地域行事や地域でのボランティア活動などにおいて、子どもたちに一定の役割をもたせ、ともに活動することをとおして、子どもたちへの理解を深める。
- 自分の経験や専門性を生かして、学校内外での教育活動に協力し、子どもたちと直接ふれあう中で伝統や文化など地域が誇れるものを伝える。
- 地域の実態に即し、保護者や教職員と協力して、学校を主体的・自律的に運営し、地域に根ざした学校づくりに参画する。
- 学校を地域のコミュニティの核として、異世代間の交流や住民相互のコミュニケーションを深め、ともに学び合う場として活用する。

【行政・学校では】

- 地域に根ざした特色ある学校づくりを目指して、保護者や地域住民のボランティアとしての学校教育へのかかわりを推進し、地域人材の活用を図っていくとともに、地域の力を活用した学校運営を行う。
- 学校が、地域・家庭との連携を強化し、それぞれの教育力を発揮することにより、地域に根ざした質の高い教育を推進する。
- 地域との連携を強化し、学校で得た知識や学んだことを生かせるような関係を構築していく。
- キッズ・プラザ*の導入など、学校を地域の子どもの育成活動を行う場として活用を図っていく。
- 学校は、教育理念を保護者や地域に分かりやすく明確に示し、学校評議員制度*や学校評価制度を活用し、保護者や地域住民の要望に応えた教育内容の実現をめざすとともに、信頼される自主的・自律的な学校づくりを行う。
- 児童・生徒数の減少が進んでいる区立小中学校については、適正な規模となるように再編することにより、学校教育の充実を図る。
- 学校の再編にあたっては、子どもたちが安心して新しい学校生活を送れるよう、必要な支援を行う。

今後5年間で重点的に進める取組

取組内容 平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度	
特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり重点校指定方法の見直し(学校教育事業研究指定校の指定) ・各学校の創意ある教育課程*の編成 ・保護者や地域との連携・協働による学校づくりの推進
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア*など地域の人材活用の基盤づくりや支援体制 ・地域における体験学習や交流事業等の実施 ・地域教育プラットフォーム等の検討・構築 ・小学校へのキッズ・プラザの設置(☆) ・中学校区を基本とした健全育成事業の推進(☆) ・中学校区ごとに設置している地区懇談会や次世代育成委員の活動によるネットワークづくり(☆) ・地域支えあいネットワークの推進(◆)
学校評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者による評価を活用した各学校の自己評価の充実 ・児童・生徒による評価の検討 ・第三者による学校評価についての検討・モデル校による試行
学校再編	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野区立小中学校再編計画」に基づく学校再編の実施 平成 23 年度統合新校の開設 (野方小・丸山小・沼袋小で 2 校) 平成 24 年度統合新校の開設 (第九中・中央中で 1 校) ・学校再編の中後期計画化と実施

(☆)は、子ども家庭部所管事業

(◆)は、保健福祉部所管事業

目標Ⅲ

子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、基礎・基本を身につけ、個性や可能性を伸ばしている

目標に対する基本的な考え方

新学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「生きる力」の一つとして「確かな学力」を掲げており、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」が必要であるとしています。「中野区教育ビジョン(第2次)」でとらえる子どもたちに身につけさせたい学力も、新学習指導要領に基づき、①基礎的・基本的な内容の定着、②創意工夫し、意欲的に課題を解決する力、③コミュニケーション能力とし、特に変化の激しいこれからの社会において、将来直面するさまざまな課題に柔軟に対応して解決できるよう、その基礎となる知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や課題解決能力、コミュニケーション能力を高めていくことが重要と考えます。そして、学力の定着とともに、一人ひとりの子どもが持つよさや可能性を伸ばす教育を進めていくことが必要です。

また、特別な支援が必要な子どもにとっても、自分の可能性を最も伸ばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を受けられることが大切です。また、障害の有無にかかわらず、さまざまな子どもたちが集団の中で学び、すべての子どもに、ともに生きる態度を育成するため、学校内の指導体制を整備するとともにノーマライゼーション*の社会を築いていくことも必要です。

現状と課題

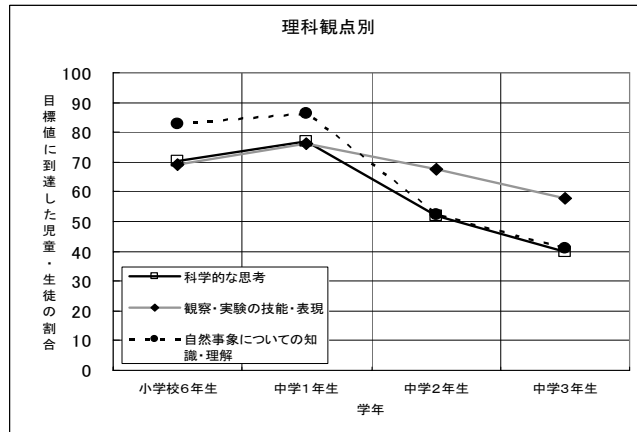
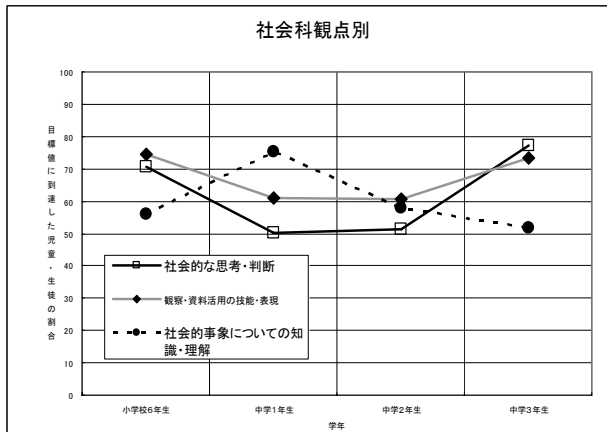
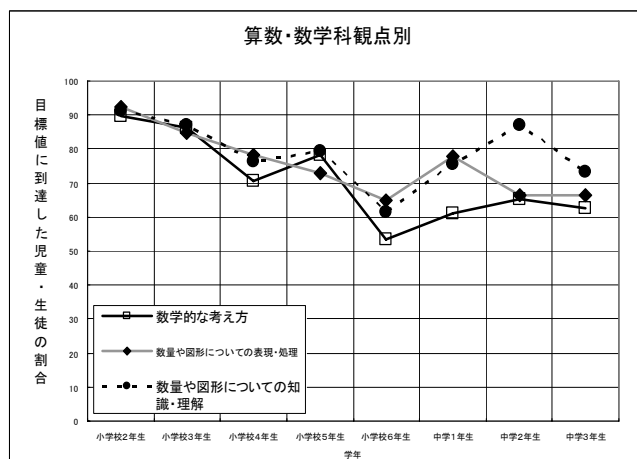
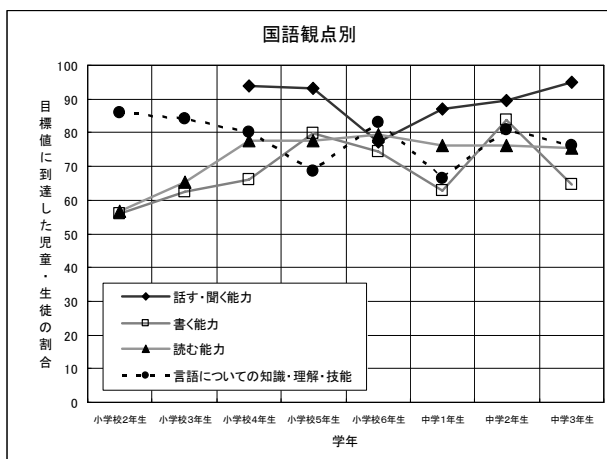
■確かな学力の定着

中野区においては、国・東京都の学力に関する調査のほかに、区独自の学力にかかわる調査*を実施しています。各学校では、区の学力調査結果などを踏まえ、授業改善プラン*を作成し、授業活動の工夫を図るなど、学力向上に向けた取組を行っているほか、少人数指導*や習熟度別指導*、放課後や夏季休業日、土曜日を活用した補習等を実施して、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識や技能の定着を図っています。5年間の調査結果では、通過率が70%を超える(概ね満足できる状況にある)項目数の割合が、平成17年度45.2%→平成21年度60.7%に増加し、全体的には児童・生徒の学力の向上が見られ、これまでの取組は一定の成果があったと言えます。しかし、算数や数学に見られる抽象的な思考力や、社会や理科における小学校から中学校への学びの連続性については課題があります。抽象的な思考力の育成のためには、すべての学力の基本となる「読む力」や「書く力」といったコミュニケーション能

力の向上を引き続き図る必要があります。また、小学校から中学校への学びの連続性を確保するため、小中学校の連携教育や一貫カリキュラムについて検討・具体化していく必要があります。さらに、習得した基礎的知識・技能を活用した生きた学力を養う取組も積極的に進めていきます。

子どもたちの学力の定着を図るためには、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が必要です。そのためには、教員が授業に専念でき、一人ひとりの子どもたちに向き合える環境づくりが求められており、今後は、地域のボランティアを活用した教育活動支援をより一層推進していく必要があります。

*平成21年度「中野区学力にかかわる調査」結果より（中野区教育委員会調べ）



■ ICT*を活用した教育の推進

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用して授業を行うことは、確かな学力の定着を図るうえで効果が期待できます。また、児童・生徒にそれらを適切に活用できる力を培うことも必要です。中野区では、全区立小中学校で校内LANや周辺機器を導入し、ICTを活用した教育を推進できる環境を整備しましたが、授業での活用状況はいまだ十分とは言えない状況です。今後は、すべての教員がICTを活用した効果的な授業を行い、併せて児童・生徒に情報手段を適切に活用できる力を身につけさせることができるようにしなければなりません。

I C T教育支援員*の活用やI C T活用教育推進校におけるモデル事業の実施、I C Tを活用した授業モデルの開発、全教員に対する研修等を通じ、区立小中学校全校においてI C Tを活用した教育を推進していきます。

*平成20年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」結果(文部科学省)

○「わかりやすく説明したり、児童の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する」・・・できると答えた割合

小学校 (中野区)51.3% (全国平均) 55.2%

中学校 (中野区)50.4% (全国平均) 53.1%

○「授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する」・・・できると答えた割合

小学校 (中野区)75.7% (全国平均) 73.6%

中学校 (中野区)74.6% (全国平均) 76.2%

■キャリア教育*の推進

子どもたちは、社会の変化に流されることなく、さまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していかなければなりません。そのためには、自分の個性を理解し、自ら進路を選択する力や態度を、小学校の段階から発達段階に応じて身につけさせることが重要です。「学ぶこと」と「働くこと」を関係づけながら、子どもたちに生きることの尊さを実感させ、社会的自立・職業的自立に向けた教育を進めていきます。将来への目的をもたせることで学習意欲を向上させるとともに、職業情報の提供や職場訪問・職場体験などの体験活動を通じて、働くことへの関心・意欲を高め、勤労観や職業観を育てていきます。

■教員の授業力の向上

児童・生徒の学力向上と教員の授業力とは密接なつながりがあります。学校教育において最も重要な役割を担うのは教員であり、これまでも教育マイスター制度*の実施など、教員の資質・能力を高めるための取組が行われてきました。一方、社会状況の変化により、子どもたちや保護者を取り巻く環境や、学校への要望や課題がますます多様化してきています。こうした中で直接子どもたちの教育にあたる教員一人ひとりの新たな課題に対応する力を高めていくとともに、教員が授業等の教育活動に専念できる環境を整えていくことも、今後、求められています。特に近年においては、若手教員の大量配置、区在職年数の少ない教員の増加、講師の不足等の課題も見られます。教員の資質・能力の向上を図るため、研修内容の充実や評価体制の整備などを図り、教える「プロ」としての教員育成に取り組んでいく必要があります。併せて、これからの中野区で働く教員・講師の確保のために、大学との連携強化をさらに推進するとともに、採用や異動など教員の人事について、区の自主性を強めていくよう働きかけていきます。

■家庭学習の推進

家庭で予習・復習や繰り返し学習を行うことは、基礎的学力の定着を図るとともに、主体的に学習に取り組む習慣を身につけるために重要な役割をもっています。家庭での学習習慣の確立に向け、学校では保護者に対する情報発信や学習の機会の提供を行ってきました。今後、家庭学習の一層の定着を図るため、子どもたちが自分で学習が進められるような副教材の作成等の方策を進めていく必要があります。

■特別支援教育*の推進

平成19年度から学校教育法の中に「特別支援教育」が位置付けられ、障害のある子どもに対する支援をさらに充実していくことになりました。また、区立学校の特別支援学級*に在籍・通級している児童・生徒数が年々増加しており、障害に応じた教育の場の確保が一層必要になってきています。特に情緒障害等特別支援学級については、今後も需要が増加することが見込まれるため、通級しやすい場所への増設が必要です。また、通常の学級に在籍する、特別な教育的支援が必要な子どもたちへの対応も課題になっています。

これまで、巡回相談や特別支援教育の研修を実施し、担任への指導・助言や教員の質の向上を図るとともに、全小中学校に設置されている校内委員会において、特別支援教育コーディネーターが中心となって、支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援策の検討を行ってきました。しかし、担任だけでは十分な支援が行うことが困難な状況にあります。このため、児童・生徒一人ひとりに応じた指導を行うため、特別支援学級を核として巡回指導を行うなど、通常の学級に在籍しながら適切な指導や支援を受けることができる、人的配置も含めたシステム（特別支援教室*など）を構築していく必要があります。

また、就学・進学・就職等、成長ステージに合わせた一貫した支援を行う体制の構築も必要です。関係機関との連携により、乳幼児期からの状況を把握し、学校卒業までを見通した個別の支援計画の作成など、社会的自立に向けて一貫した支援体制の整備が求められています。特に就学時から継続して、子どもが円滑に新しい生活に適應できるよう、関係機関との連携を強化し、継続的な支援体制を整えていくことが今後の学校生活を送るうえで重要となってきます。

障害のある子とない子の相互理解を促進するために、特別支援学級と通常の学級の子どもが、学校行事などを一緒に行い、同じ教育の場で共に学ぶ機会を設けています。また、都立特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域の学校に副次的な籍（副籍*）を持ち、交流を行っています。今後、ノーマライゼーションをさらに推進していくために、交流内容の充実を図っていきます。

そして、特別支援教育の推進にあたっては、保護者や地域の特別支援教育に対する理解が不可欠です。学校や関係機関と連携しながら、保護者・地域への啓発を図り、理解を促進していきます。

*特別支援学級に在籍・通級している児童・生徒数 ()は情緒障害通級児童・生徒数 (中野区教育委員会調べ)

単位：人

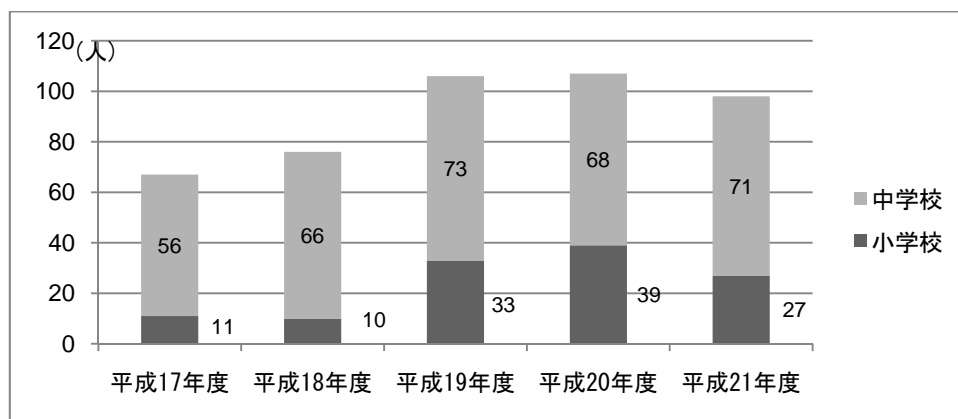
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小学校	163 (35)	170 (36)	181 (45)	180 (45)
中学校	59 (11)	64 (16)	69 (20)	56 (10)

■日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実

国際化が進み、海外からの編入などによって、区立学校に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒数が増加しています。そのような子どもたちに対し、日本語適応教室*や学校への通訳者派遣を実施して、日本語指導や学校への適応の支援を行っています。また、区立第三中学校を帰国生徒受入重点校に指定し、日本語指導が必要な帰国生徒への支援の充実を図っているところです。

近年、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の滞在期間が長期化してきていることから、今後は進路指導における支援等も充実していくことが求められます。そのため、日本語指導教室*の設置など、通訳者派遣にとどまらない継続的な日本語指導について、国際交流協会等と連携しながら、充実を図っていく必要があります。

*日本語指導が必要な児童・生徒数(外国人、帰国児童・生徒)の推移 (中野区教育委員会調べ)



成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26 年度	31 年度
児童・生徒の学力調査の結果※	子どもたちの学力の状況を示すため	60.7% (21 年度)	65%	70%
「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答えた児童・生徒の割合	子どもたちが主体的に学習に取り組んでいるかを示すため	小学校 59.4% 中学校 44.1% (21 年度)	小学校 65 % 中学校 60 %	小学校 70% 中学校 65%

学校は「特別支援教育や発達障害等に関して保護者への説明をおこなっている」と感じている保護者の割合	特別支援教育の推進が図られているか示すため	小学校 44.9% 中学校 45.1% (21年度)	小学校 65% 中学校 65%	小学校 70% 中学校 70%
--	-----------------------	----------------------------------	--------------------	--------------------

※「中野区学力にかかわる調査」の学力調査項目(全84項目)のうち、7割以上の児童・生徒が目標値を達成した項目の割合

取組の方向

【家庭では】

- 保護者の生き方や働いている姿をとおして、子どもに人生や学ぶことの意義について考えさせる。
- 学校での面談や学力にかかわる調査の結果などをもとに子どもの学習状況を知るとともに、家庭学習の習慣化を図る。
- 読書を推進し、本についての感想などを題材に、家庭でのコミュニケーションを深める。
- 障害のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、障害のあるなしにかかわらず共に生きる態度や考え方を育む。

【地域では】

- 学校教育以外での多様な学習機会を提供し、子どもの個性を伸ばすとともに、地域と子どもをつなぐつながりを充実させる。
- 自分の経験や専門性等を生かして、学校内外での教育活動に協力する。
- 子どもたちが学校で習得した学習内容を実践する場をつくる。
- 小中学生の職場体験などにおいて、さまざまな職種の仕事が体験できるよう、積極的に協力し、働くことの意義や大切さ、楽しさを理解させる。
- 障害のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、家庭や学校と協力し、社会全体で一人ひとりに応じた教育を支援する。

【行政・学校では】

- 休業日の見直しや学校行事の工夫などにより、学ぶ楽しさを味わえる授業、わかる授業を実施できる教育課程を編成する。
- 一人ひとりの学力を診断的に評価するための独自の調査を実施して、指導法の改善や個に応じた学習プランの作成に生かし、基礎・基本の定着を図る。
- 少人数指導、習熟度別指導などの指導方法の改善を図り、児童・生徒一人ひとりを大切にしたい授業を行う。
- 異なる校種の教員による授業や地域の専門家による授業を推進するとともに、小学校においては、教員の専門性を生かした授業なども展開する。

- すべての教科の基本となる「読む力・書く力」を育成し、学力の向上を図る。
- 言葉によらない豊かな表現の仕方やそれを理解する力を養い、相手を思いやる心など、対人関係を築く力を培う。
- 学びの連続性を確保するため、連携教育や一貫カリキュラムの具体化を図る。
- 習得した基礎的知識・技能を活用した生きた学力を養う取組を積極的に進めていく。
- ICT機器等を有効に活用してわかりやすい授業を展開し、併せて児童・生徒にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できる力を培う。
- 学習意欲や学ぶ目的を持たせ、望ましい勤労観や職業観を育てるため、職業調べや職場体験のほか、日常の教科等の指導を通じてキャリア教育の充実を図る。
- 教員の指導力の充実を図るための研究・研修体系を確立・充実するとともに、使命感や熱意、授業力の高い教員の育成に努める。
- 教員が教育活動に専念できるよう、地域の人材を活用するなど、学校の教育活動等を支援する体制を整えていく。
- 家庭での学習習慣を確立するため、家庭に対する啓発とともに家庭学習支援を行っていく。
- 特別な教育的支援が必要な子どもに対する教育環境をより充実させ、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな教育を行い個々の可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図る。
- 発達の遅れや障害のある子どもに対して、関係機関との連携を図りながら、乳幼児期からの状況を把握し、学校卒業までを見通した支援計画を作成し、自立に向けた一貫した支援が行える体制を整えていく。
- 障害のある子もいない子もともに生きる態度を育成するため、ともに学ぶ機会を充実させる。
- 保護者や地域に対し、障害のある子どもや特別支援教育についての理解促進、啓発を行う。
- 日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対する適応指導や日本語指導の充実を図る。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成22(2010)年度～平成26(2014)年度
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や夏季休業日、放課後を活用した補習等の充実(外部人材の活用) ・小学校低学年における学力向上と基本的な生活習慣の定着に向けた対応 ・授業改善プランの活用 ・「(仮称)中野区ミニマムスタンダード」*の検討 ・学習規律の体系化 ・小学校高学年における教科担任制*の研究 ・学校間連携・交流事業の充実 ・幼保と小、小と中の連携教育の標準的方法の作成 ・連携教育モデル校の指定及び拡充 ・一部教科での小中一貫カリキュラムの作成・試行 ・小中一貫教育校設置についての課題整理

	<ul style="list-style-type: none"> ・読書感想文、数学コンクール、科学研究発表、ディベート等の発展的学習の実施 ・理数教育の充実 ・学校支援ボランティアなど地域の人材活用
I C T 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・I C T活用教育推進校におけるモデル事業の実施 ・I C T活用推進委員会における授業モデルの開発 ・I C T教育支援員の活用
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験の充実(職場体験受け入れ先リスト作成) ・日常の教科における指導等で実施 ・発達段階に応じたキャリア教育の充実
教員の授業力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教育マイスター制度の活用・拡充 ・「学校教育向上事業」指定校による人材育成の拠点づくり ・大学等との協定による観察実習、心理実習等での受入 ・若手教員育成を柱としたO J T*の仕組みづくり ・私学等との交流の実施
家庭学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習習慣化の「てびき」等の検討・作成 ・各校における家庭学習啓発の実施 ・自主学習を行える副教材の開発
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校特別支援学級2校増設 ・小中学校への特別支援教室の整備着手 ・巡回指導員の養成開始 ・校内体制の拡充(コーディネーター機能の確立等) ・個別の教育支援計画の作成・充実 ・交流及び共同学習の推進・充実 ・副籍制度の充実 ・成長過程を通じて一貫した発達支援体制の推進(成長ステージごとの移行支援会議や個別支援計画の調整、成長を綴ったサポートファイルの作成等)(☆) ・就学前からの継続性を重視した療育センターアポロ園やすこやか福祉センター等との連携体制の推進(☆) ・保護者や地域への啓発及び理解促進 ・障害のある中高生の放課後等対策のための施設の検討・設置(☆)
日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者派遣事業の一部委託 ・日本語指導教室の設置

(☆)は、子ども家庭部所管事業

目標Ⅳ

子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている

目標に対する基本的な考え方

子どもたちが健全に成長するためには、心身を健康に保ち体力を高めることが大切で、そのためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が必要です。しかし、ライフスタイルの変化や都市化等の影響で、体を動かす機会の減少や基本的な生活習慣の乱れが見られるなど、子どもたちの心身の健康を保ちにくい状況になってきています。このため、子どもたち一人ひとりが、健康を損なう要因から心身を守ることの大切さを認識し、生涯にわたって自分の体力を高めていこうとする態度を身につけ、健康の保持・増進に努めるようにすることが大切です。

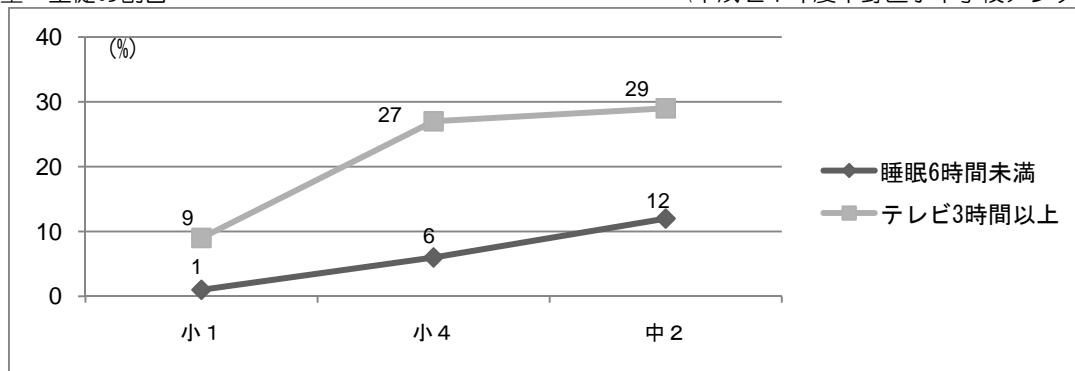
現状と課題

■健康な生活習慣の確立

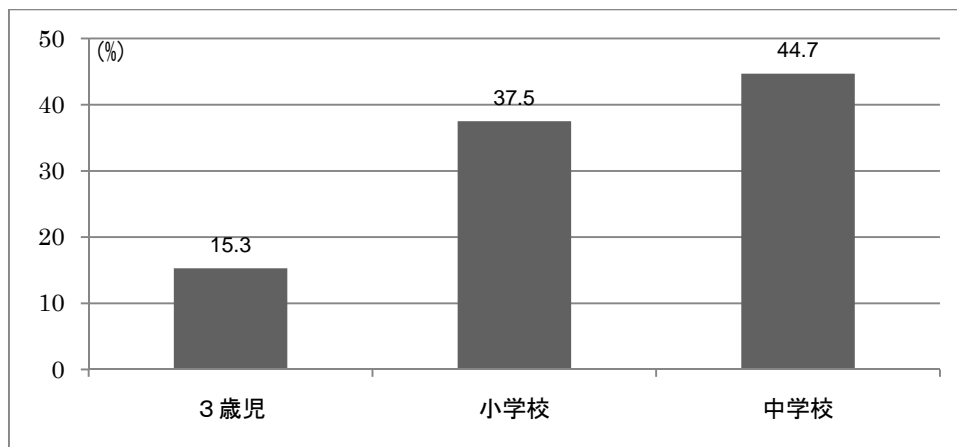
子どもたちが健やかに成長していくためには、基本的な生活習慣の確立が不可欠です。しかし、区立小中学校に通う子どもたちを見てみると、学年が進行するにつれて、平均睡眠時間の急激な減少傾向や、テレビ(テレビゲーム含む)の視聴時間の増加傾向がみられ、生活習慣に課題も見られます。また、近年、子どもの生活習慣病やアレルギー疾患、麻疹等の感染症など、子どもの健康に関する課題が社会的に大きな問題になっています。そのため、学校においては、健康の大切さやそのための生活習慣の改善についての指導を充実させ、子どもたちの健康に対する理解を深めるとともに、家庭や地域との連携を深め、子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送ることができるよう基礎を培うことが必要です。

また、幼児の頃はむし歯を持つ子どもが少ないのですが、就学に伴いむし歯を持つ子どもが増える傾向が見られ、小中学校での歯科衛生指導が課題になっています。歯の健康と体の健康は密接な関係があり、子どもたちが健康な体と豊かな心を育むためにも、幼少期から、家庭と連携しながら歯の健康に対する子どもたちの意識を高め、健康な歯を保つための取組を進めていく必要があります。

*1日の睡眠時間が6時間未満の児童・生徒の割合、1日のテレビ(テレビゲーム含)の視聴時間が3時間以上の児童・生徒の割合
(平成21年度中野区小中学校アンケート)



*歯科健診むし歯有病者率(平成20年度) (中野区教育委員会調べ、子ども家庭部事業概要)



■食育*の推進

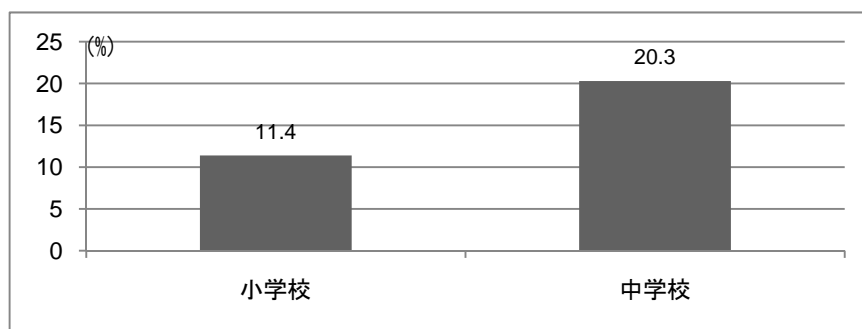
子どもたちの食生活において、朝食の欠食や孤食・個食の問題、偏った栄養摂取などの問題が、社会的な問題として取り上げられています。国では、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンにした食育運動を提唱しており、区では「中野区食育推進アクションプログラム『おいしいね!なかの』」を平成19年度に策定しました。平成19年度からの3年間の集中的な食育運動を進めてきた結果、区内の児童・生徒の朝食摂食率は改善されてきましたが、朝食を食べない子どもが学年の進行とともに増加している傾向が見られます。

子どもたちを取り巻く食の環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れ、健全な食生活が失われつつあります。その結果、子どもたちの生活習慣病やメタボリックシンドロームなどが問題にされてきています。このため、子どもたちが食事の大切さを認識し、食に関する安全や栄養などの正しい知識と健全な習慣を身につけ、生涯にわたっての食にかかわる自己管理の力を培うことが必要です。その中で、食育は、成長期にある子どもたちにとって心身ともに健やかに生きるための基礎を培うためにも重要になってきています。

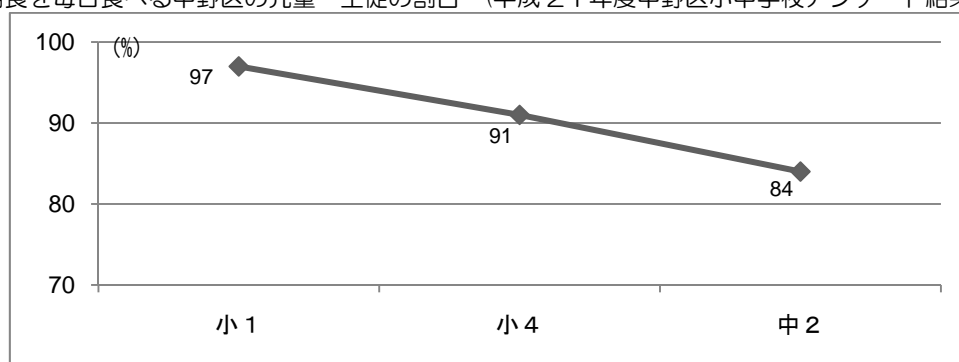
各学校では、給食において冷凍食品を使わない、旬の食材や関東近県の食材を使用するなど工夫を図るとともに、給食時間を中心に食に関する指導を行ったり、学校行事等において食育を進めてきました。今後は、食育を各教科、特別活動、休み時間や放課後等での取組の中に

位置付け、適切に展開していくことが必要になります。また、食育は学校における取組を進めるだけでなく、家庭や地域と協力しながら進めることが重要なため、区長部局との連携を図りながら家庭や地域への啓発についても取り組んでいく必要があります。

*朝食を一人で食べる割合（「平成19年度児童生徒の食生活等実態調査」(独)日本スポーツ振興センター)



*朝食を毎日食べる中野区の児童・生徒の割合（平成21年度中野区小中学校アンケート結果）



■子どもたちの体力の向上

体力は、集中力、忍耐力、持続力の基礎となる重要な要素です。小中学生の体力テストの結果を見ると、中野区の児童・生徒の体力は平成18年度までは年々低下し、全国平均を大きく下回ってきました。子どもたちの体力の低下の原因として、たっぷりと遊ぶ時間、遊ぶために適当な空間、一緒に遊ぶ仲間など、元気に楽しく遊ぶための3つの「間」が減少してきていることがあげられています。実際に、中野区においても、学校の小規模化に伴い、中学校の運動部の数が減少し、子どもたちが体を動かす機会が少なくなってきました。また、平成22年2月に中野区幼児研究センターが実施した「中野の子どもの身体能力に関する調査」の結果報告書によると、1日の平均歩数が9,279歩であり、全国平均のおよそ1万歩に比べると、運動量が少ないという結果が出ています。学齢期からではなく、幼稚園・保育園等や区長部局と連携し、幼児期から体力向上に向けた対策が必要です。

教育委員会では、平成18年度に「体力向上プログラムガイドライン」を作成し、平成19年度には、全ての区立学校が各学校の体力向上プログラムを作成し、平成20年度から体力向上アシスタントを活用しこれに基づいた取組が各校で実施され、体育科の授業改善を図っています。また、中野区の児童・生徒が目指すべき到達目標を「中野スタンダード」*として示し、

目標達成の取組を全校で実施しています。この結果、体力テスト結果の向上が見られ、一定の成果をあげてきていますが、特定の種目で平均値が低いという課題も見られます。また、全国的には運動を積極的に行う子どもとそうでない子どもの二極化の問題も指摘されています。体育の授業改善以外にも、外部指導員*による部活動の指導や、地域が主体となって、スポーツをする機会を提供する活動など行われています。今後、身近な地域で運動やスポーツに親しめる地域スポーツクラブ*を設置していきますが、それらを含め、学校、家庭、地域、行政が協力し、子どもたちが日常的に身体を動かすことができる人的、物的環境の整備を図り、学齢期だけではなく幼児期から、体を使って遊ぶ楽しさに気づかせ、子どもたちの意欲や実践力を育てていく必要があります。

*中野区の体力テスト結果の推移（中野区教育委員会調べ）

	種目×学年×2(男女)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中野区平均が東京都平均を上回った項目数	小学校(96項目中)	42項目(43%)	60項目(62%)	68項目(70%)
	中学校(54項目中)	37項目(68%)	45項目(83%)	43項目(79%)
中野スタンダード通過率が目標値に達した項目数	小学校(96項目中)	16項目(16%)	35項目(36%)	50項目(52%)
	中学校(54項目中)	28項目(51%)	31項目(57%)	35項目(64%)

*平成21年度中野区の体力テスト結果<東京都平均との比較>(中野区教育委員会調べ)

(○は都の平均を上回った項目 ▼は都の平均を下回った項目)

		男子								女子									
		握力	上体おこし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	五十メートル走	立ち幅跳び	ボール投げ	持久走	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	五十メートル走	立ち幅跳び	ボール投げ	持久走
小学校	1年	○	○	▼	○	▼	○	○	○	○	○	▼	○	▼	○	○	○	▼	○
	2年	○	▼	▼	○	○	○	○	▼	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	○
	3年	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	▼	○	○	○	○	○	▼	○
	4年	○	▼	○	○	○	○	▼	▼	○	▼	▼	○	○	▼	○	○	▼	○
	5年	○	○	○	○	○	○	▼	○	▼	▼	○	○	○	○	▼	▼	○	○
	6年	○	○	▼	○	○	○	○	○	○	○	▼	○	○	○	○	○	▼	○
中学校	1年	○	○	○	○	○	○	▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼
	2年	○	▼	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3年	▼	○	○	○	○	○	▼	▼	○	▼	○	○	○	○	○	○	▼	○

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26 年度	31 年度
中学 1 年生の希望者に行 う生活習慣病健診の結果、 指導を要すると判定され た生徒の 2 年後の改善率	子どもたちの基本的な生 活習慣が確立し、健康的 な生活を送っていること を示すため	33% (22 年度)	37%	42%
体力テストで中野区目標 (中野スタンダード)を 7 割以上の児童・生徒が達成 した種目の割合(小 6、中 3)	子どもたちの体力が向上 しているか示すため	小学校 6 年 56% 中学校 3 年 75% (21 年度)	小学校 6 年 63% 中学校 3 年 83%	小学校 6 年 75% 中学校 3 年 83%

取組の方向

【家庭では】

- 朝食を毎朝きちんと食べる、夜更かしをしない、手洗いをきちんとする、歯を正しく磨くなど、食事、睡眠、衛生に関する基本的な生活習慣を身につけさせる。
- 子どもと一緒に歩いたり、外で体を動かす機会を日常生活の中で増やしたり、子どもに家庭の仕事を手伝わせたりして、体を動かすような習慣を身につけさせる。
- テレビをつけっぱなしにしない、食事中はテレビを消す、1 日のテレビやゲームの時間を決めるなど、家庭におけるテレビやゲームについてのルールを作り守らせる。

【地域では】

- 外部指導員などさまざまな形で学校の部活動を支援する。
- 地域におけるスポーツクラブ等での活動を通じて、子どもたちのスポーツ活動を支援する。

【行政・学校では】

- 食事、睡眠、運動などについて、子どもたちの生活習慣を把握し、学校や家庭、関係機関などと連携して健康的な生活習慣が確立するための支援を行う。
- テレビやゲームが生活習慣や健康に及ぼす影響を学ばせ、地域や家庭と協力した取組を行っていく。
- 健康な歯を保つために、学校での取組を通じて、歯の健康の大切さや正しく歯を磨く習慣を身につけさせる。
- 性教育やエイズ教育を児童・生徒の発達段階に応じて行い、心や体の発達や感染症などについて、正しい知識や態度を身につけさせる。
- 児童・生徒が健全な食生活を営むことができる知識と態度を養うため、各校が学校給食並びに学校給食を活用した食に関する指導を通じて、家庭や地域、区長部局と連携しながら食育を推進していく。

- 食育を各教科、特別活動、休み時間や放課後などの取組の中に位置付け、適切に展開していく。
- 各学校の実態を把握して、健康や体力を向上させるための総合的な計画などを作成し、それをに基づいた体育指導を充実させる。
- 体力向上を目指した小中学校9年間を通したカリキュラムに基づく、全校における授業への取組の定着と学校間の連携を図る。
- 日常的に体を動かす意欲や実践力を育て、体力に対する関心を高め、子どもたちの主体的・継続的な体力づくりを図る。
- 集団による活気あふれる体育的行事や充実した部活動を実施するとともに、校庭や運動施設の開放をより一層推進する。
- 幼稚園・保育園等や区長部局と連携し、幼児期から体力向上に向けた対策を進めていく。
- 身近な地域でスポーツに親しむことのできる地域スポーツクラブを整備し、学校以外の場でも体を動かせる機会を設けていく。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成22(2010)年度～平成26(2014)年度
健康な生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の継続性を重視した保健指導計画の作成 ・生活習慣病健診や保健指導の拡充 ・体力向上プログラムに基づいた食育、健康にかかわる取組の強化 ・健康な生活習慣の定着に向けた家庭への啓発活動の充実 ・家庭や地域と連携したテレビやゲーム等との適切ななかかわり方の啓発 ・口腔衛生向上に向けた取組 ・「健康づくり行動プラン」に基づく健康づくり事業の実施(◆)
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上プログラムに基づいた食育、健康にかかわる取組の強化 ・各校が学校給食並びに学校給食を活用した食に関する指導を通じて、家庭や地域と連携した食育の推進 ・学校における食育推進計画に基づいた指導 ・健康づくりと連携した食育運動の推進(☆)(◆) ・子育て世代を中心とした食育運動の推進(☆)
子どもたちの体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・中野スタンダード達成のための取組の推進 ・特別支援学級児童・生徒の体力づくり ・幼稚園・保育園等での指導との連続性を重視した体力づくりの取組 ・小中学校の指導の連続性を重視した体育授業の改善 ・体力向上プログラムの改訂と授業モデルの作成 ・地域スポーツクラブの設立、拠点施設の開設・運営(仲町小学校跡施設ほか) ・健康づくり公園事業の推進(◆)

(☆)は、子ども家庭部所管事業

(◆)は、保健福祉部所管事業

目標 V

自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている

目標に対する基本的な考え方

多様な人々が暮らす社会においては、すべての人が自分をかけがえのない存在であると認識するとともに、自他の生命や人権を尊重し、互いの理解を深めるためにコミュニケーションを図り、あらゆる偏見や差別をなくそうとする心が広く社会に定着することが強く求められます。とりわけ、男女がお互いを尊重し、協力して社会参画する男女平等の社会が形成されることが大切です。

将来、地域社会や国際社会の中でさまざまな形で貢献する人として成長するためにも、子どもの頃から地域や自国の文化にふれ理解すること、人とのかかわりの中で協力することの楽しさや社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことをとおして、人間関係を築く力、社会性や規範意識、思いやりの心、郷土を愛する心、自己有用感などを育むことが大切です。そして、その子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むためには、多くの人との交流や社会、自然などとのふれあいをはじめ、発達段階に応じたさまざまな体験活動を充実していくことが求められます。

現状と課題

■ 人権教育の充実

子どもから大人まで、人権尊重の理念を正しく理解し、人権についての正しい知識と態度を身につけていくことが大切です。これまで、各学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、一人ひとりの児童・生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、国や東京都の人権教育推進制度を活用した人権教育を行ってきました。

今後も引き続き、国や東京都の制度を活用していくとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育を進めるため、区長部局と連携し、地域や保護者とともに、児童・生徒への人権教育を充実させ、社会全体への人権啓発を展開していく必要があります。

*平成21年度文部科学省人権教育総合推進地域指定 協力校 (中野区教育委員会調べ)

「互いの大切さを認め合い、主体的に行動できる子どもの育成～地域とともに、社会とともに～」

→ 小学校4校 中学校2校

■ 規範意識の醸成

基本的なルールやマナーを守ろうとする規範意識が、社会全体において低下しています。

学校においては、授業規律や校則を守れない児童・生徒もおり、社会の一員としての自覚や

態度の育成が求められています。

改正された学校教育法では、「学校内外における社会活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」を義務教育の目標の一つにしています。

子どもたちの優しさや思いやりの心、公德心、正義感、ボランティア精神などを養い、自己の生き方を考える態度を育成するためには、学校と家庭と地域とが連携し、社会全体で規範意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

* 「平成21年度全国学力・学習状況調査」より

質問項目	小学校第6学年		中学校第3学年	
	中野区(%)	東京都(%)	中野区(%)	東京都(%)
学校の決まり(規則)を守っているか	86.4	86.4	91.4	87.8
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか	93.8	93.5	87.8	88.3
人の役に立つ人間になりたいと思うか	92.3	91.2	89.3	88.3

(「当てはまる」・「まあ当てはまる」の計)

■体験活動の充実

少子化や地域社会における人間関係の希薄化が進み、子どもたちの世代を超えた人たちの交流や社会とかかわりあう体験が減少してきているとともに、中野区のような都市部では、子どもたちが自然にふれあう機会も限られたものになってきていることもあり、子どもたちのさまざまな直接体験が不足しているのが現状です。子どもたちが豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などを身につけていくためには、生活体験や自然体験などの体験活動の機会を豊かにしていくことが求められます。

各学校では、校内の異年齢交流や学校間の連携による交流、ボランティア活動をはじめ、中学校での職場体験や保育体験のほか、移動教室等による自然との直接体験、集団による宿泊生活体験を実施しています。新しい学習指導要領を実施していく中では、授業時数の確保が大きな課題となっています。今後、体験活動の機会を限られた授業時数の中でどう確保していくか、移動教室や夏季学園等の校外施設での自然体験活動についても検討する必要があります。

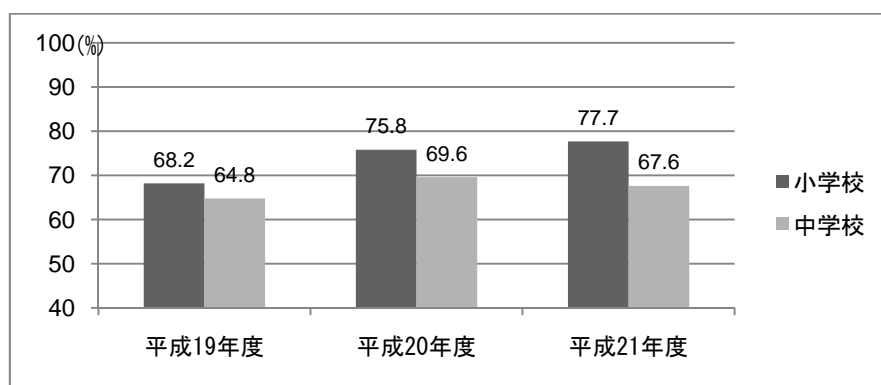
■環境教育*の推進

21世紀は環境の世紀とも呼ばれており、大人も子どもも一体となって、地球温暖化防止や環境保全に向けた取組を進めていかななくてはなりません。

現在、全ての区立学校において、各学校の実態に応じ、各教科や総合的な学習の時間等で、自然体験や社会体験などの体験的な活動や探究的な学習を通した環境教育に取り組んでいます。子どもたちが環境に対する理解や認識を深め、環境問題に取り組む実践力を高めていくため、自然や資源、エネルギーや地球温暖化等の環境問題に関する学習をはじめ、廃棄物の分別やペットボトル・アルミ缶などのリサイクル活動、省エネルギーの取組など各学校で取り組んできた環境教育を今後一層充実させていきます。さらに、日常生活との関連の中で、校庭の芝生化や校舎の壁面・屋上緑化、太陽光発電機器の設置など、身近な題材を生かした教育活動を進めていく必要があります。

*「学校は環境問題にかかわる教育活動(指導)を行っている」と思う保護者の割合

(中野区小中学校保護者アンケート)



■国際理解教育*の推進

教育基本法が改正され、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが新たに規定されました。グローバル化*が一層進み、国際競争が加速するとともに、国際協力の必要性も高まってきている中で、自国の文化と外国の文化との違いを理解し、相互に尊重し合うことが大切です。そのためには国際社会の中で自らのアイデンティティをもって生きていくことが求められており、日本の伝統文化、歴史についての理解を深め、尊重する態度を身につけさせる教育を推進する必要があります。新しい学習指導要領においては、外国語を通じて言語や文化などを体験的に理解することや、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校高学年から外国語活動が導入され、中学校においては、音楽における和楽器の導入や保健体育における武道が必修化されます。日本の伝統文化についての理解を深め、英語の語学力の向上を図り、国際理解教育の充実に取り組んでいきます。

■いじめや不登校*等への対応

学校では、依然としていじめや不登校の問題があります。区内小中学校におけるいじめ等の問題について、アンケート調査を実施するなど、現状を把握するとともに問題の未然防止と早

期発見・早期対応を図っています。また、さまざまな心の問題に対応するために、全小中学校における心の教育相談員*の配置、スクールカウンセラー(都事業)*の配置(小学校3校、全中学校)、学校サポートチーム*の派遣等を行っています。今後は、スクールソーシャルワーカー*の配置の検討を含め、虐待や家庭環境に問題を抱える子ども、いじめや不登校、人間関係をうまく築くことができない子どもへの対応の充実を図る必要があります。また、教員が子どものことを見て向き合える状況をつくり、家庭や友人関係から早期に問題の発生を把握して対処していくことが必要です。

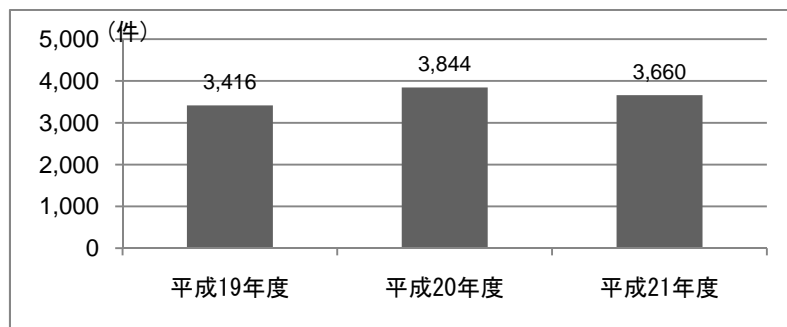
現在、教育相談室などにおいて、心の問題を抱える子どもとその保護者に対する相談や支援を個別に行っています。特に教育センター内の教育相談室では全般的な教育相談を実施し、南北教育相談室では主に不登校に関する教育相談と適応指導を実施しています。近年、特別支援教育が開始されたことに伴って、全体的に相談件数が増加傾向にあるとともに、不登校児童・生徒の低年齢化、増加などが見られます。今後は、多様化する個別ニーズに応じるために、学校や教育相談室が児童相談所などの関係機関との連携を一層強化していくことと合わせて、相談体制や適応指導教室の充実を図っていく必要があります。

特に、不登校については中学校で増加する傾向が見られます。中学校では教科担任制となり学習環境も大きく変わるとともに、生徒の人間関係も大きく変化することが不登校増加の要因の一つとして挙げられます。また、それらに対するための児童・生徒理解に関する情報交換、連携等といった小学校から中学校への接続における対応が十分に行われていないことも考えられます。このため、小中学校9年間を一貫した、発達段階に応じたきめ細やかな生活指導を行い、円滑な接続を行うことで、児童・生徒の学校生活への適応力の向上を図ることが必要です。

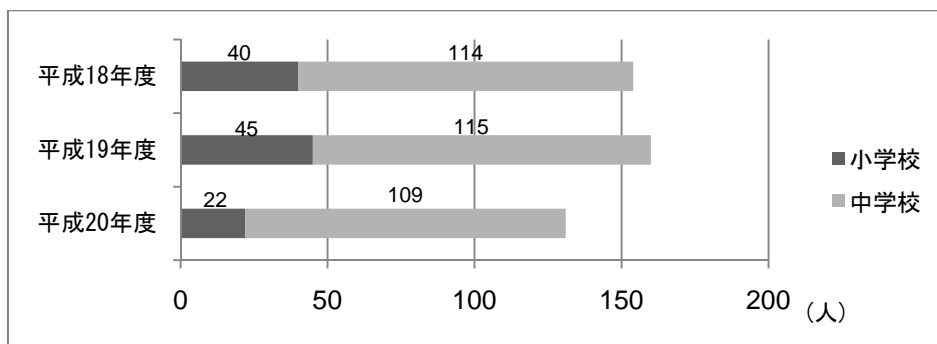
*平成21年度「いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケート調査」結果より
(中野区教育委員会)

- ・・・学校から報告があった事例件数(小学校178、中学校67)
- ・・・うち解決が図られた件数<12月25日現在>(小学校153、中学校60)

*教育相談数の推移(過去3年度分) (中野区教育委員会調べ)



*小中学校の不登校児童・生徒数(過去3年度分) (中野区教育委員会調べ)



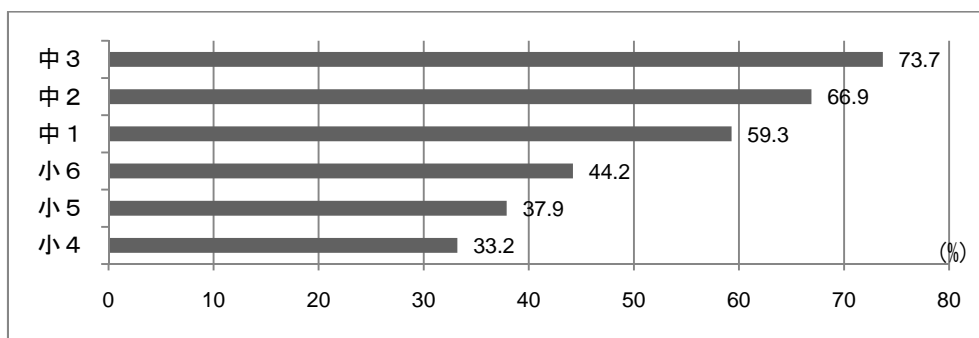
■有害情報、ネットいじめ、ハイテク犯罪等への対応

近年、子どもたちの間にも携帯電話等の多機能携帯端末が急速に普及し、犯罪や事件に巻き込まれるケースが増え、社会的な問題になっています。また、学校裏サイト*やプロフ*等、インターネットを介した誹謗・中傷やいじめも見られ、中には犯罪や事件に発展することもあります。

各学校では、情報モラル*を確立させるため、セーフティ教室で専門家を招いての指導、保護者等への啓発などに取り組んでいます。ネット社会は今後さらに拡大することが予想されます。子どもたちがトラブルや事件に巻き込まれずに、犯罪等の被害者にも加害者にもならないようにするための総合的な対策が必要です。

*携帯電話保有率(子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査結果

(20年10月 東京都教育庁指導部))



*携帯電話、携帯ネットでのトラブル(子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査結果

(20年10月 東京都教育庁指導部))

・・・携帯電話利用者のうち、およそ小学生の10人に1人、中学生の4人に1人、高校生の10人に3人、特別支援学校児童・生徒の5人に1人が、メール、携帯ネットでのトラブルを経験。

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26 年度	31 年度
不登校の児童・生徒が 通学復帰をした割合	子どもたちの心の問題への対応 がなされていることを示すため	小学校 22.7% 中学校 22.9% (20 年度)	小学校 30% 中学校 30%	小学校 40% 中学校 40%
「自分には、よいところ がある」と答えた児童・生徒の割合	子どもたちの自己有用感が培わ れているかを示すため	小学校 70.5% 中学校 61.8% (21 年度)	小学校 75% 中学校 65%	小学校 80% 中学校 70%

取組の方向

【家庭では】

- 地域の行事や社会教育事業に参加するなど、さまざまな体験をとおして、人とのつながりや生命や自然の大切さなどについて、家族でともに考える。
- 人に迷惑をかけないことや誰に対しても思いやりをもって接すること、社会のルールやマナーを守ることをきちんと教える。
- 身近な場面で環境問題を意識した行動をとれるように、家庭の中でも省エネルギーやごみの減量等の取組を進めていく。
- 家庭の中で、子どもに自分の役割をもたせるとともに、世の中の仕組みや働くことの価値を子どもに教え、職業観や勤労観の基礎を培う。
- 子どもが有害情報にふれないようにするとともに、情報機器の正しい使い方や情報モラルの習得などについて家族でともに考えていく。

【地域では】

- 地域住民が協力し、あらゆる偏見や差別をなくし、人権侵害を許さない社会づくりを行う。
- 個人の特性や専門性などを発揮し、地域の学校の教育や社会教育活動に進んで協力する。
- 近所のつながりや助け合いを大切にし、地域活動や社会教育活動とともに参加しやすい地域づくりを進める。
- 環境美化活動を通じて、地域ぐるみで環境問題に取り組んでいく。

【行政・学校では】

- 子どもから大人まで、人権について正しい知識と態度を身につけられるように、学校教育や社会教育において人権教育を充実させる。
- 男女がお互いの性差を理解し、協力する社会を目指した男女平等教育を充実させる。

- 地域や家庭と協力して、生命を尊重する心や規範意識などを育む道德教育を充実させる。
- 校内の異年齢交流や、学校間の連携による交流、高齢者施設等との交流を行い、世代を超えた人とのふれあいの中で、子どもたちの心を豊かにする。
- 将来親となる小中学校の児童・生徒が、子どもを育てていくことの意義や大切さを体験的に学ぶことができるように、幼稚園や保育園における保育体験など、子育て準備教育を推進する。
- 自然体験活動を各学校の校外学習や社会教育において充実させ、豊かな情操とたくましい心身を育てる。
- 動植物の飼育・栽培などを通じ、自然や生命と直接にふれあい、かかわりあえる学校環境を整え、子どもたちの心を育む教育活動を行う。
- 国際理解教育や環境教育などの教育課題について、保護者や地域住民、専門家などの協力を得ながら体験的に学ぶ機会を拡大する。
- 伝統や文化を尊重し、我が国の郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。
- 校内の教育相談に関する環境や組織体制を整備され、悩み事などを気軽に相談でき、いじめがなく、子どもたちが安心して、楽しく通える学校にする。
- 学校に適應できない子どもたちに、適應指導教室での活動やカウンセリング、生涯学習の場での文化芸術活動などをおして、自己の目標や社会とのかかわりをもてるように支援する。
- 教育相談室や子ども家庭支援センター、地域子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関と学校が連携し、心に悩みを抱える子どもや保護者に対する教育相談を充実させる。
- 発達段階に応じたきめ細やかな生活指導を行い、円滑な接続を行うことで、児童・生徒の学校生活への適應力の向上を図る。
- 氾濫する情報を判断する力や情報モラルを身につけさせるとともに、携帯電話等の多機能携帯端末やインターネットによる犯罪や誹謗・中傷などの書き込みにかかわらない態度を育成する。

今後5年間で重点的に進める取組

取組内容 平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度	
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省人権教育総合推進地域における実践研究の継続・拡充 ・ 東京都人権教育推進校の拡充 ・ 人権教育研修会（初任者研修から校長研修まで） ・ 人権教育（心の教育）推進資料における指導事例の充実

<p>規範意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の充実 ・ 児童相談所や警察等、関係機関との連携の強化 ・ 地域・保護者の人材活用 ・ 文部科学省道徳教育実践研究推進校の継続・拡充
<p>体験活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた体験的活動の充実 ・ 校外施設を活用した自然体験活動のあり方の検討 ・ 小動物等、生き物とのふれあい活動の充実 ・ 小中学生の幼稚園・保育園訪問による世代間交流活動の推進 ・ 中学生の保育体験の全校実施 ・ 中高生の乳幼児ふれあい体験(☆) ・ 保育体験ボランティア講座(☆)
<p>環境教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題に関する学習や環境保全に関する活動の推進 ・ 太陽光発電機器の設置、校庭芝生化や壁面・屋上緑化等を活用した環境学習授業モデルの開発
<p>国際理解教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校外国語活動の推進・充実 ・ 小中学校における外国語指導助手の派遣 ・ 中学校音楽における和楽器の導入・保健体育における武道の必修化 ・ 日本の伝統文化等、自国文化理解教育の推進 ・ 異文化理解教育の推進
<p>いじめや不登校等への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談体制の整備 ・ 教育センター機能の拡充 ・ 適応指導教室の拡充 ・ 区立学校におけるいじめ等事故に対する総合対策の実施・継続(アンケート調査に基づく早期発見・対応) ・ 道徳授業地区公開講座の実施方法の見直し ・ スクールソーシャルワーカー配置の検討 ・ 小中学校9年間を通した発達段階に応じた生活指導
<p>有害情報、ネットいじめ、ハイテク犯罪等への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報モラル教育の推進 ・ セーフティ教室など、家庭・地域・学校を通じた取組の推進 ・ 子どもたちが利用する携帯電話等の多機能携帯端末のフィルタリング機能設定の啓発推進

(☆)は、子ども家庭部所管事業

目標VI

**地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとosh
ての社会参加が進んでいる**

目標に対する基本的な考え方

生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、自己実現を図っていくために、新たな「学び」との出会いや楽しみ、人々の交流をもたらす学習・スポーツ活動は、子どもから大人まですべての区民にとって大切なものとなっています。

また、科学技術の発展や情報化の推進、経済状況の著しい変化などにより、常に新しい知識が必要とされる現代社会においては、生涯にわたって学び続け、必要な知識・情報・技術等を習得しながら、ステップアップを図る機会と区民の学びと自立を支える基盤が必要です。

そして、区民が学習・スポーツ活動等で習得した知識・経験を地域に活用し、社会参加や社会貢献につながる環境をつくるとともに、自ら学ぶ場を求めづらい障害者や高齢者に対する支援も必要です。

現状と課題

■ 区民の生涯学習活動の支援

区では、「ことぶき大学・大学院」をはじめ、さまざまな区民の生涯学習の支援を行ってききましたが、学んだことを地域に生かす仕組みや基盤が不十分なため、学習の成果が十分に地域に還元されているとは言えない現状です。また、団塊の世代の人たちが定年などにより退職した後であっても、健康的に生きがいをもって生活するためには、学習の機会や活動の場の確保が必要です。このため、「ことぶき大学・大学院」を見直し、地域で活動していくためのノウハウや技術の習得、地域活動への参加を促進していく仕組みをもつ「なかの生涯学習大学」に改編しました。さらに、今後は、卒業した人を地域での活動につなげるようなコーディネート機能や団体・人材情報の共有化、相談機能の充実を図り、区民一人ひとりが、培ってきた知識や経験を活かし、地域の中で活動していくための仕組みづくりや支援体制の整備を行っていかなくてはなりません。

区では、地域活動や、就業も視野に入れた高齢者の自主活動支援、文化芸術活動の振興等に結びつくような、区民の学習の機会をより一層拡充していきます。そのために、区内外の大学の保有する学術研究の成果や情報・人材・知的資源などを区民のためにさらに活用していく必要があります。今後は、大学等の生涯学習資源と連携してネットワーク化を図っていきます。

*平成 20 年 5 月 内閣府「生涯学習に関する世論調査」

・「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を、自分以外のために生かすべきだと思う割合

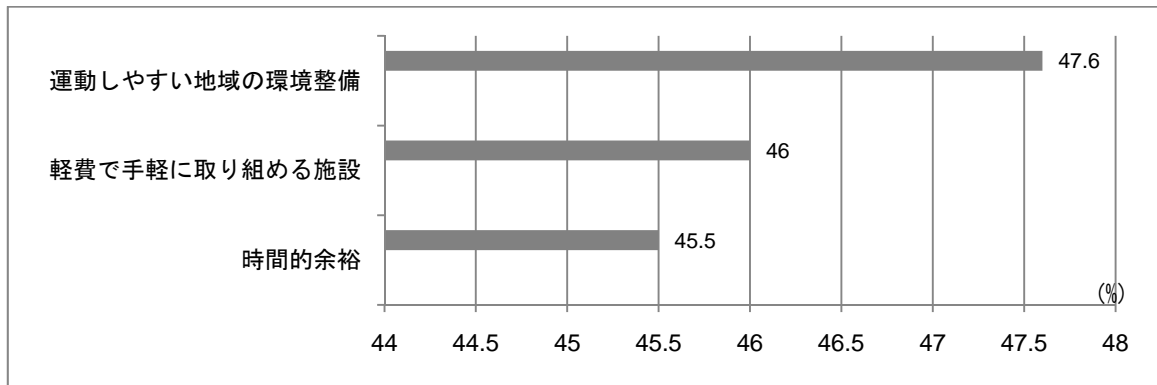
・・・84.2%

■生涯スポーツの環境整備

区民が身近で気軽にスポーツに親しみ、体力・健康づくりに取り組める場の確保が求められています。しかし、区内にはサッカー場などの広い施設が十分ではないため、多様化する区民ニーズに応えきれていないのが現状です。地域にあるスポーツ団体は主に学校の校庭や体育館を利用して活動していますが、学校教育の土曜日活用の拡充の方向も示される中、今後、身近な地域でのスポーツ環境の整備も課題になっています。地域スポーツクラブの設置とともに、区長部局による健康づくり事業等と連携し、区民全体が体を動かすことのできる環境の整備を進めていくことも必要です。

*「平成20年度保健福祉に関する意識調査」(中野区保健福祉部)

・継続的に運動を続けるために必要なことは何か(上位3項目抜粋)



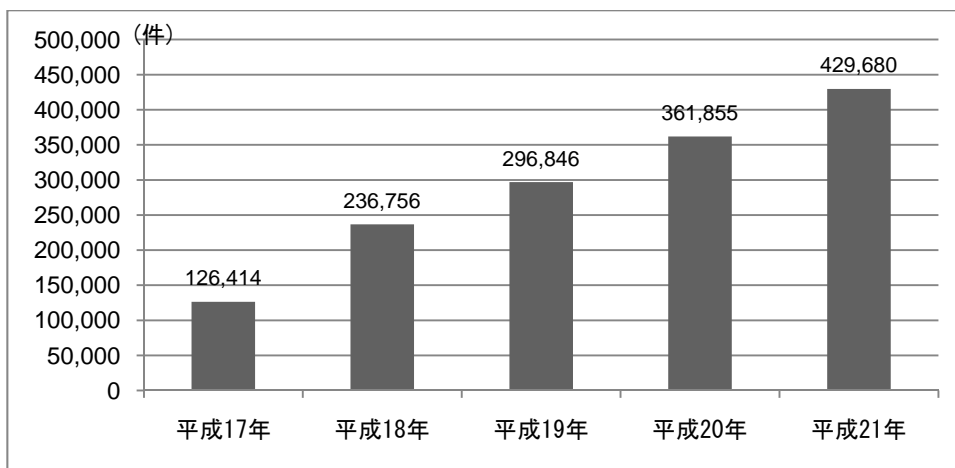
■魅力ある図書館の整備

これからの図書館には、区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための各種資料の収集、整理、保存という基本的な役割に加え、区民が抱える日常生活上の課題解決や地域課題等の解決に役立つ資料や情報を迅速かつ的確に提供するという、課題解決支援の役割が強く求められています。また、区民の資料の予約受付状況を見ると、自宅からインターネットを使って予約し、近くの地域図書館で受け取るというスタイルが大半を占めるようになっており、より身近な場所でいつでも貸出や返却ができるようにすることも求められています。

これらを踏まえ、今後は、区民の課題解決に役立つ図書資料を整備するとともに、各館ごとの個性づくりを打ち出し、より専門的な課題にも対応できるようにしていく必要があります。

また、区民が気軽に身近な場所でいつでも図書資料を利用できるよう、地域センターなど区民に身近な施設を活用して、資料の貸出・返却のできるサービスポイントとするなど、図書館機能の点在化とネットワーク化を目指した「どこでも図書館」*を構築していきます。併せて、学校図書館についても、地域における親子読書活動拠点の役割を中心に、地域利用の推進を図っていきます。

*インターネット利用の予約受付件数（中野区教育委員会調べ）



■ 図書館の新たな管理運営体制の構築

これまで、図書館サービスの質的な確保を図りながら簡素効率的な運営を図るため、平成16年度より全館の窓口サービス業務を委託化、平成19年度より中央図書館のレファレンス業務と各地域館の管理業務の一部を委託化拡大し、図書館業務の専門性やサービスの向上と同時に開館日・開館時間の拡大、運営経費の大幅な削減を実現してきました。

今後、開館日の拡大と開館時間の延長、各館の個性づくりと高い専門性の確保、区民の図書館利用の利便性を高める図書館システムの改善と機械化によるサービスなど、さらなる図書館サービスの向上と管理運営の簡素効率化を図るため、指定管理者制度を活用した新たな管理運営体制を構築していく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26年度	31年度
なかの生涯学習大学 （平成21年度より実施）卒業後1年以内に地域活動に参加したことがある人の割合	区民の学習活動が、地域での活動へと展開していることを示す目安となるため	35% (21年度)	50%	60%
1回30分以上の連続した運動を週1～2回以上行っている人の割合	区民の運動をする度合いを示すため	49.2% (20年度)	55.0%	60%
区民一人当たりの年間資料貸出冊数（冊）	区民の図書館活用状況を示す指標となるため	6.8冊 (21年度)	6.8冊	7.3冊

取組の方向

【家庭では】

- 親のもつ知識・技術を子どもに伝え、学校では得られない知識を得る楽しさや大切さを教える。
- 積極的にスポーツを行い、スポーツの楽しさを味わう。
- 読書の習慣をつくり、家族のコミュニケーションを深める。

【地域では】

- 学習活動で得た知識や経験を生かし、地域の子どもたちの子育てや学習を支援する。
- 区民のだれもがスポーツに親しめるよう、多様なスポーツクラブを運営するとともに、子どもたちのスポーツ活動や高齢者などの健康づくりを支援する。

【行政・学校では】

- 区民が自主的な学習・スポーツ活動を行うための活動の場や機会の提供、民間を含めた総合的な情報の収集・提供を行う。また、学ぶ機会をなかなか得られない障害者や高齢者に対し、学習活動を行う機会を提供する。
- 自主的な地域活動や地域人材の有効活用を支援するため、団体・人材情報の共有化や相談機能、また具体的な地域での活動へとつなげるようなコーディネート機能を充実させ、各関係者の連携を促進する。
- 区民が学習成果を生かし、積極的に地域活動や学校支援ボランティアなどにかかわっていく取組を推進し、「地域社会の教育力」の向上を図る。
- 文化・スポーツ施設の管理運営において、民間事業者のノウハウを生かしながら区民サービスの向上を図るとともに、施設の適切な維持管理や必要な整備を行う。
- 区民に多彩な学習・スポーツ活動の機会を提供するため、大学、専門学校、民間などがそれぞれの特色を生かして行う公開講座等、地域振興に貢献する取組との連携を図る。
- 区民が、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむことができる地域スポーツクラブを整備する。
- 新たなスポーツ施設の整備を検討するとともに、既存のスポーツ施設の安全性を高める整備改修を行う。また、区立小中学校再編計画に従い改築を行う学校体育館については、地域開放型とすることに努めるとともに、体育館や校庭等の開放対象校や開放時間等を拡大する。
- 区長部局による健康づくり事業と連携し、区民が楽しく、無理なく、継続的に体を動かすことができるための環境を整えていく。
- 区立図書館としての魅力ある蔵書整備に加え、区民の課題解決に役立つ図書資料を整備するとともに、各館の個性づくりを打ち出し、より専門的な課題にも対応できるようにする。

- 区民の図書館利用の利便性を向上させるため、地域センターなど区民に身近な施設を活用した資料の貸出・返却サービスを実施し、気軽に身近な場所でいつでも図書資料を利用できる「どこでも図書館」を構築する。
- 地域図書館を、課題解決型図書館やネットワーク型図書館としての個性ある地域図書館づくりに必要な施設・設備水準を満たす図書館として、改築等の条件が整ったところから順次整備する。
- 就学前の子どもや保護者なども利用できる「地域開放型学校図書館」*を条件の整った学校から順次設置し、幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、地域の利用を推進していく。
- さらなる図書館サービスの向上と管理運営の簡素効率化を図るため、図書館システムの改善と機械化を推進するとともに、指定管理者制度の導入を図る。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度
区民の生涯学習活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「なかの生涯学習大学」の実施、卒業生の地域活動の促進 ・生涯学習人材・団体支援サイト「中野区まなVIVAネット」の充実と活用 ・「生涯学習活動・支援コーナー」のコーディネート機能・相談機能の充実 ・区内外の生涯学習資源(大学等)との連携による生涯学習支援等の検討・構築
生涯スポーツの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブの設立、拠点施設の開設・運営（仲町小学校跡施設ほか） ・学校開放事業等と連携した地域でのスポーツ環境整備の検討 ・妙正寺川公園運動広場のナイター設備装置と人工芝生化工事の着手 ・サッカー場や少年野球場等の新たなスポーツ施設の整備の検討 ・健康づくり公園事業の推進(◆) ・地域スポーツクラブとすこやか福祉センター等との連携による運動メニューの開発(◆)
魅力ある図書館の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の身近な生活上の課題や地域の課題などの解決を支援できるための蔵書構成の充実 ・各館の個性ある蔵書構成づくりと専門性を持った人材の確保 ・地域センターなど区民に身近な施設での図書資料の貸出・返却サービスの実施 ・地域図書館の見直しと充実（施設・設備の整備） ・地域開放型学校図書館の順次設置と、ボランティア団体との協働による親子読書活動の推進
図書館の新たな管理運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システムの改善 ・機械化による区民サービスの向上（BDS（図書無断持出防止装置）*、自動貸出・返却機の導入） ・指定管理者制度の導入による開館日・開館時間の延長等の利用サービスの拡充

(◆)は、保健福祉部所管事業

目標Ⅶ

子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている

目標に対する基本的な考え方

文化芸術を創造、享受し、豊かな文化芸術にふれる環境の中で生きることは、人々の変わらない喜びです。また、文化芸術は、人々の創造性や表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う気持ちを育み、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するために欠かせないものです。そして、文化芸術がより身近なものとして区民の生活の中に浸透し、潤いのある生活につながっていくことが望まれます。

また、文化芸術活動をまちの活性化や産業振興にも活用し、中野のまちが持つ魅力や特性を伸ばすような取組につなげていくことが求められています。

地域に根ざした文化財*が大切に保存され、これらを活用した学習、交流が活発に行われることは重要で、人々の地域に対する理解や愛着を深め、自分の住むまちを大切に思う心を育てます。

現状と課題

■文化芸術活動の支援

区内では、区民により演劇や美術、工芸をはじめとするさまざまな文化芸術活動が行われています。また、区内小中学校において合唱や吹奏楽等の活動が活発に行われるなど、子どもから高齢者まで様々な世代が文化芸術に親しんでいます。

一方、江古田の獅子舞や鷲宮囃子などといった区民による伝統芸能活動*も盛んに行われ、伝統文化や伝統芸能を伝承していく区民の自主的な活動も見られます。

区では、こうした区民の主体的な文化芸術活動を推進するため、「中野まなV I V Aネット」や「ないせす」等による情報提供や、生涯学習支援コーナーにおける相談支援を通じ、区民の自主的な文化芸術活動に対する支援を進めています。今後も引き続いてこれらの支援を進めていくとともに、区民や区民団体等の自主的な文化芸術活動に着目し、その活動に携わる人々が出会い、互いに交流できる機会を充実し、ネットワーク化を図ることで、区内の文化芸術振興につなげていきます。また、区内に所在する大学、近隣の大学、区内専門学校等との協力・連携関係を構築し、文化芸術振興施策の発展を図ります。

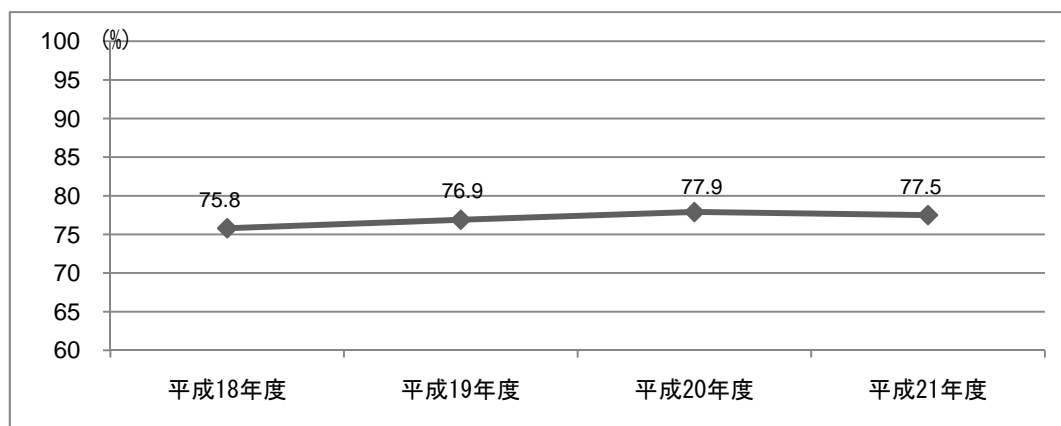
■区民生活への浸透

区では、文化施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、演劇・コンサートをはじめとする

さまざまな催しを行っています。今後の文化芸術振興においては、より多くの区民が文化芸術活動を行う場として利用していけるよう、施設改修等適正な整備を図るとともに、地域の身近なところに文化芸術に親しめる環境を整えることも必要です。

また、可能性や将来性を秘めている若手芸術家の発表の場を提供する等人材の育成を行うとともに、子育て支援や学校教育、福祉等のさまざまな分野と連携した取組を行い、日常生活への浸透と中野区の文化芸術振興の気運を一層高めていきます。

*文化施設利用率(中野区教育委員会調べ)



■ 区の歴史文化・伝統文化の継承と発展

区内には東京都名勝哲学堂公園・野方配水塔・新井薬師などの代表的な歴史文化資源がありますが、まだ十分に知られていない歴史文化資源も多く存在しています。区民の郷土の歴史・文化への関心も高まっていることもあり、区民が自分たちの住む地域への愛着を深めるためにも、区内に存在する歴史文化資源を保存・活用し、区民が歴史文化資源に触れる機会の拡充や情報発信等の取組を積極的に進める必要があります。

中野区の文化財の一部は歴史民俗資料館において収集・保存し、区民の観覧に供していますが、今後は、歴史民俗資料館が担う区の文化財・歴史文化の伝承の拠点としての機能をさらに充実させていくため、管理運営方法を工夫して簡素効率化を図るとともに、歴史文化の伝承拠点として多様な事業展開を行っていくことが必要です。

*中野区登録文化財・指定文化財(平成22年5月1日現在) (中野区教育委員会調べ)

・・・117件

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26年度	31年度
文化施設の利用者数	区民が文化芸術に親しみ、活動をしていることを示すため	1,267,374人 (21年度)	1,299,000人	1,330,000人

歴史民俗資料館年間入館者数	区の歴史民俗や文化財が区民に認識され、親しまれるための取組の成果を示すひとつの目安となるため	31,576人 (21年度)	37,000人	40,000人
---------------	--	-------------------	---------	---------

取組の方向

【家庭では】

- 優れた芸術作品を鑑賞し、豊かな感性や情操を育む。
- 地域の文化財や歴史にふれる機会を設け、地域に対する理解や愛着を深める。

【地域では】

- 伝承されてきた文化や歴史を大切にする活動をとおして、自分たちの住むまちを大切にする心を地域に広げる。
- 区民、団体、企業などが協働し、地域でのさまざまな活動を行う。

【行政・学校では】

- 文化芸術振興プログラムを策定し、文化芸術の振興の取組を総合的に推進していく。
- 文化芸術に関する情報や交流の機会を提供することにより、区民の主体的な文化芸術活動への支援を行っていく。
- 大学との連携、区民や企業、商店街、NPO*などとの協働により、文化芸術の振興を図る。
- 区内で優れた文化芸術に親しみたいという区民のニーズに応え、区立文化施設等で良質な鑑賞の機会を提供する。
- 若手芸術家が活動・相互に交流する場を提供し、活動の成果を発表する機会を設ける。
- 文化施設の適正な維持管理や整備を行うとともに、それぞれの施設の特色を生かした事業を展開していく。
- 幼稚園、小中学校において、伝統芸能などに対する興味・関心を高めたり、実際に体験する活動を実施する。
- 歴史や民俗を区民に浸透させるための拠点として、歴史民俗資料館の運営・管理等に民間事業者のノウハウを導入し、多彩な事業を展開していく。
- 区の歴史民俗や文化財を大切に保存し、伝承者や関係団体への支援を行っていくとともに、区民が伝統文化などにふれる機会を提供する。
- 区内の歴史的建造物を調査・記録・保存するとともに、区内数か所に「歴史文化ゾーン」を設け、中野のまちの魅力のひとつとして発信していく。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成 22 (2010) 年度～平成 26 (2014) 年度
文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の伝統芸能・伝統文化活動に対する支援 ・「中野まなV I V A ネット」による情報提供の充実 ・生涯学習支援コーナーにおける相談活動の充実 ・教育委員会ホームページ等を通じた助成金制度に関する情報提供 ・文化芸術団体の交流イベントの実施 ・交流をコーディネートする人材の育成
区民生活への浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを対象とした伝統文化に親しむ教室の実施 ・教育施設における、邦楽等伝統芸能を学ぶ機会の提供 ・公共施設等における美術作品の展示、コンサート等の開催 ・若手芸術家が活動の成果を発表する機会の提供 ・若手芸術家等が活動や稽古、発表等を行える活動拠点の開設（旧桃丘小跡）(★) ・文化芸術活動の広報、情報発信 ・区立文化施設の改修・修繕の実施
区の歴史文化・伝統文化の継承と発展	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保持者・管理者への支援・助言 ・区内の歴史遺産の掘起こしを目的とする文化財調査の実施 ・国の登録文化財への登録の働きかけ、都の指定文化財（名勝）の周知、活用、区の登録・指定文化財への登録 ・史跡・景観・文化財を中心とした、「歴史文化ゾーン」の全体構想の策定と区内の代表的な歴史的散策路の設定 ・歴史民俗資料館の管理運営業務の委託化 ・I C T 技術を活用した文化財の保存と活用 ・地域における伝統文化にふれる機会の提供・充実

(★)は、区民生活部関連

本目標は、目標Ⅰ～Ⅶを達成するため、共通の基盤整備を目指すものです。

目標Ⅷ

主体的な教育行政が行われ、充実した教育環境の中で学ぶことができる

目標に対する基本的な考え方

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成20年に改正され、教育委員会の責任体制が明確化されるとともに、教育行政における地方分権化をさらに推進していくこととなりました。区民が充実した教育環境の中で学ぶことができるように、教育委員会は主体性を一層高め、多様化するニーズに対応して将来を展望しながら自らの責任と判断で教育行政を推進していくことが求められています。また、区民に開かれた教育行政の運営に努め、区民参加や評価を受け、合意形成を図りながら、信頼される教育行政を進める必要があります。

子どもたちが安心して充実した学校生活を送れるよう、施設や設備の整備を進めるとともに、環境に配慮した設備の整備、学校の情報環境の整備など、充実した教育活動を行える基盤づくりを進めます。また、学校の安全にかかわる事件や事故の発生、新型インフルエンザ等の健康や生命を脅かす新たな感染症の大流行など、ここ近年での子どもたちの安心・安全を脅かす事態を受けて、安全対策や危機管理対策をより一層進めていくことが大切です。

現状と課題

■ 区民に開かれた主体的な教育行政

教育委員会の会議は、区民に公開されています。また、教育に関する情報は、教育だよりやホームページをとおして広く区民に提供されています。しかし、教育課題や教育委員会活動に対する区民の関心は必ずしも高いとは言えない状況にあります。中野の教育の取組についてもPR不足が伺えます。多くの区民が中野の教育に関心を持ち、共に教育を考え、子どもを育てていくためにも、より積極的な広報活動が必要です。また、教育委員と児童・生徒との対話集会や学校訪問等を行い、子どもたちや教育現場からの意見等を教育行政に反映させていくよう努めています。教育課題に的確に反映させていくためにもその実施方法等について工夫を図っていきます。

また、区立小中学校に勤務する教職員が中野区への帰属意識を持って、地域と密接に連携した教育を推進していけるよう、今後も引き続き、教職員の人事権限の拡充を国や東京都に求め、学校が主体的な教育活動を展開することができるように必要な支援を行っていきます。そして、子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、教育委員会として、充実した教育環境の整備を目指していきます。

※教育委員会の開催状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開催回数(※1)	57	60	55	45
審議案件	34	50	59	41
協議・報告事項	114	106	91	95

※1 平成 20 年 9 月から開催方法を一部改正

■学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たしていくことから、その安全性の確保は極めて重要で、迅速な対応が必要です。中野区の区立小中学校の耐震化率*は東京都 23 区の中でも低いため、極めて重要かつ緊急な課題として対応を進めてきました。今後とも財政状況等の推移を見ながら計画的に進めていきます。

*平成 22 年度 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

区立小中学校耐震化率(平成 22 年 4 月 1 日現在)・・・中野区 81.0%

■環境に配慮した学校施設の整備

地球温暖化防止が世界的な規模で大きな問題とされており、一人ひとりが地球環境問題を自らの問題として認識し、幼児の段階から自然保護や環境保全に向けた行動がとれることも今後必要になります。そのためには、環境教育の充実とともに、子どもたちが環境に優しい生活を実感できる学校施設を整備していくことが必要です。これまで校庭の芝生化や屋上・壁面緑化を進めてきました。子どもたちの運動意欲の向上や怪我等の防止などの効果が見られる一方で、芝生養生期間中や工事期間中は校庭が使えなくなるなどの問題があり、今後は各学校や地域要望等を踏まえ柔軟に対応していく必要があります。また、太陽光発電等自然エネルギーの利用についても推進していきます。

■学校施設のバリアフリー*整備

社会のノーマライゼーションの進展に伴い、区立小中学校においても、障害者に配慮した施設の整備が求められています。また、特別支援教育への対応や学校が地域のコミュニティの核として活用されることも踏まえ、今後も引き続きバリアフリー化を図っていく必要があります。これまで、バリアフリー化にあたっては、校舎の内で最も利用頻度が高い、玄関、昇降口、1 階トイレ及び体育館の出入口等を優先しバリアフリー化を進めてきましたが、今後は、新築や大規模修繕と合わせ、エレベーターの設置も進めていく必要があります。

■学校の情報化推進

すべての区立小中学校に校内LAN、及び2011年(平成23年)の地上デジタル放送移行に向けてデジタルテレビが整備され、区立小中学校におけるICT環境整備はほぼ完了しました。現在、校内LANについては教育系、職員系いずれも学校内のみでネットワークが構築されていますが、今後は、学校間をネットワークで接続して学校間での情報の共有を図るとともに、業務ごとに個別に導入されているシステムを校務事務処理システム*に一元化することで、校務事務の一層の効率化を図り、教員の事務負担の軽減につなげていく必要があります。

また、今後ICTの活用を推進していくにあたっては、教職員のセキュリティ意識の一層の向上も不可欠です。「中野区立学校セキュリティポリシー」*(平成19年度策定)を十分に検証し、その内容や運用については随時見直しをしていかなければなりません。

■子どもの安全対策の推進

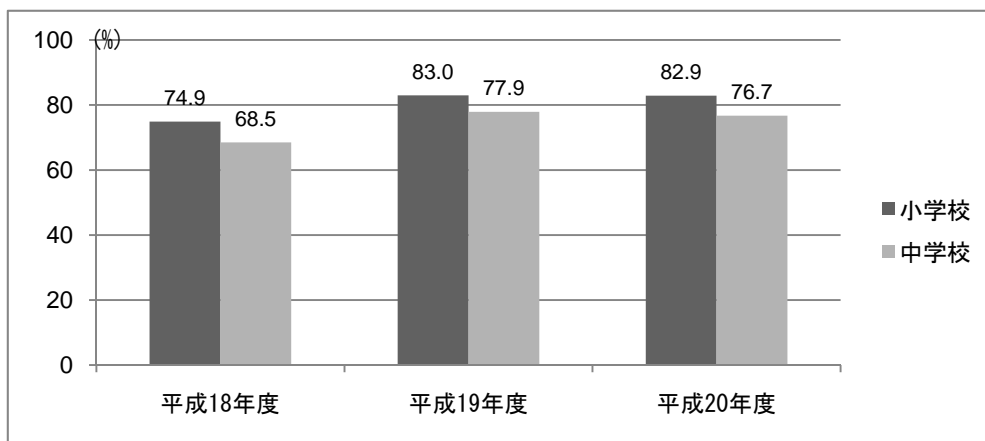
これまで、学校情報配信システム*や防犯カメラ、施錠システムの設置などを行うとともに、安全パトロール等の地域活動により、学校内外における子どもの安全対策を進めてきました。

今後、さらに子どもの安全対策の強化を図るため、セーフティ教室やこども110番、ボランティアの活用などといった取組も進めていくと同時に、キッズ・プラザの開設や地域開放型学校図書館の整備といった学校の新たな地域開放化に向けて、他部署と調整しながらセキュリティ対策を図っていく必要があります。

子どもたちの健康・安全を守るため、新型インフルエンザなどの新たな感染症に対する健康危機管理体制を整え、感染症から子どもたちを守るための対策を強化していかなくてはなりません。予防接種によって感染を防げる疾病もあり、関係機関と連携し、予防接種に対する家庭への啓発を図り、子どもたちの健康と安全を確保していくことも必要です。

*「学校は、子どもの安全を守るための取組を行っている」と思う保護者の割合

(中野区小中学校保護者アンケート)



成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	実績	26年度	31年度
教育委員会ホームページアクセス数	教育行政への区民の関心度とともに、区民に開かれた教育行政が行われているかを示すため	63,400件 (21年度)	80,000件	85,000件
学校施設整備・維持等に対する保護者の満足度	快適な教育環境が整えられているかを示すため	小学校 83.2% 中学校 77.9% (21年度)	小学校 90% 中学校 87%	小学校 90% 中学校 87%

取組の方向

【家庭では】

- 日頃から教育に関心を持ち、積極的に学校や教育行政の活動に参加する。

【地域では】

- 地域にある個人や団体が、それぞれの立場から家庭、学校との連携・協力を深め、教育行政に参画する。
- 関係機関や行政、学校、家庭と連携し、通学路や地域での子どもたちの安全確保に協力する。

【行政・学校では】

- 主体的な人事政策を行うため、教職員の人事権限の拡充を国や東京都に求めていく。
- 学校運営の主体性を高めるため、学校の裁量の範囲を拡充するとともに、校長の構想を反映した教職員の人事配置が実現できるようにする。
- 教育委員会は、学校が主体的な教育活動を展開することができるように必要な支援を行う。
- 区民との対話に努め、中野の教育のあり方について家庭や地域とともに考える。
- 区民の意見や提案が教育行政に適切に反映されるよう、ホームページや教育だよりなどを活用して教育に関する情報の公開と提供に努める。
- 区立小中学校については、機能性に優れ、子どもたちの学校生活がより充実するよう整備するとともに、バリアフリー化を進めていく。
- 学校施設の耐震化を進め、災害時の避難所としてもより一層災害に強い施設としていく。
- 子どもたちが環境にやさしい生活と地球温暖化対策の推進のための省エネを実感しながら学習ができるよう、太陽光発電機器を設置するとともに、みどりにあふれ、外で遊びたくなる学校環境づくりを目指し、校庭芝生化や壁面緑化、屋上緑化を実施する。
- 区立小中学校間及び教育委員会間での「学校間ネットワーク」を構築し、学校間の情報共

有を図るとともに、校内LANを十分なセキュリティに基づき活用していく。

- 校務事務の効率化を図り、教職員の事務負担を軽減するため、体系的かつ統一的な「校務事務処理システム」を導入する。
- 子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校の安全対策の充実を図るとともに、地域や保護者、関係機関との連携・協力をとりながら登下校時の安全対策の推進を図っていく。
- 緊急地震速報の運用を図り、子どもたちの安全確保を強化する。
- 区長部局と十分連携をとりながら、新型インフルエンザ等新たな感染症に対する危機管理体制を整え、子どもたちの健康・安全を確保していく。
- 地域や医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図り、予防接種の勧奨や新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応を図り、健康に関する指導を実施する。

今後5年間で重点的に進める取組

	取組内容 平成22(2010)年度～平成26(2014)年度
区民に開かれた主体的な教育行政	<ul style="list-style-type: none"> ・国や都に対する教職員の人事権限の拡充について要望の実施 ・中野区教育委員会ホームページや教育だよりの充実 ・各校におけるホームページや学校だよりの充実
学校施設の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能ランク* Bランクの全学校の校舎・体育館耐震補強工事
環境に配慮した学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電機器の設置 ・校庭の芝生化や壁面緑化、屋上緑化等の推進
学校施設のバリアフリー整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の玄関、昇降口、1階トイレ及び体育館の出入口等のバリアフリー工事 ・校舎新築等に併せたエレベーターの設置
学校の情報化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間ネットワークの構築 ・校務事務処理システムの導入 ・長期休業期間を利用した情報セキュリティ研修の実施 ・セキュリティ監査の実施
子どもの安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室の実施 ・こども110番の推進 ・地域団体等による子どもの安全指導・防犯パトロールの実施 ・緊急地震速報の運用実施 ・新たな感染症に対する危機管理体制の強化 ・地域や医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携した予防接種の勧奨や感染症への対応

参考資料

用語の意味

ページ	用語・語句	解 説
9	幼児期	本ビジョンでは、0歳から小学校就学前までの期間を幼児期ととらえている。
9	幼稚園教育要領	文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のことで、幼稚園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定められているもの。
9	保育所保育指針	厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもので全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準第35条の規定を根拠に定めている。保育所保育の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などについて規定されている。
9	認定こども園	保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労にかかわらず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育を提供する施設。子育て家庭への相談支援や乳幼児親子の交流の場を提供する機能を持ち、利用者の多様なニーズへの対応が可能となる。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型がある。
9	幼児研究センター	子どもの現状と課題について調査・研究を行い、公立・私立、保育園・幼稚園を問わず、在宅で子育てをしている家庭も含め、中野区全体の幼児教育の向上を目指すための機関で、平成19年4月に開設された。
13	特別支援教育コーディネーター	各校において、支援を必要とする子どもや保護者に対して、適切な支援を実施するために、校内の教職員や関係機関・専門機関との連絡・調整や校内委員会の推進役となる者。各校で校長が指名する。

14	新学習指導要領	学習指導要領とは、各教科等の目標や内容などを、文部科学大臣が学校教育法等の規定に基づいて定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの。新学習指導要領は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からそれぞれ全面実施される。移行期間となる平成21年度からは、一部前倒しして施行し、または施行できることとされている。
15	地域教育プラットフォーム	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていく仕組み。生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上も図られる。
15	学校評価	学校は、幼児・児童・生徒がより良い教育を享受できるよう、学校運営や教育内容の改善・充実に努め、教育の水準の維持・向上を図るために、毎年、学校評価を実施している。学校評価は、学校の教職員による「自己評価」と「学校関係者評価（外部評価）」から成り立ち、評価結果は公表し、次年度の教育課程編成など、学校教育の改善に生かしている。
17	キッズ・プラザ	放課後等に小学校の施設を活用し、子どもたちに安全な遊び場、多様な体験、交流、仲間づくりの機会を提供することによって、子どもたちを心身ともに健やかに育成していくための施設。
17	学校評議員制度	学校評議員は、保護者、学校教育又は社会教育の関係者、学識経験者、その他教育に理解と識見を有する者の中から校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱する。学校評議員は、地域や保護者と学校との連携を図り、学校運営について意見を述べたり、学校教育を評価したり、地域や保護者の意見を学校に伝えたりしている。
18	教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を各学校の実態に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。具体的には、次の①から⑤などがあげられる。 ①教育目標 ②指導の重点 ③特色ある教育活動 ④学年別授業日数及び授業時数の配当 ⑤学校行事
18	学校支援ボランティア	学校の教育活動について、地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業などがボランティアとして学校をサポートすること。活動例として、「学校内外の安全確保（校内や学区のパトロール等）」や「子どもへの指導

		(ゲストティーチャー、部活指導、読み聞かせ等)」などがあげられる。
19	ノーマライゼーション	一般的に、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方、または、障害者であろうと健常者であろうと、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてを指すこともある。
19	区独自の学力にかかわる調査	中野区が区立小学校2年生以上、区立中学校全学年を対象に平成16年度から実施している独自の学力調査。教科の観点ごとに到達目標を設定し、その目標に到達したかを調査するもの。
19	授業改善プラン	区独自の学力にかかわる調査結果等を各学校で分析した上で、各学年・各教科等の学習の定着状況に応じて今年度の指導の重点や授業改善の視点を示したもの。
19	少人数指導	2学級を3つの学習集団に分けるなど、学級数を超える学習集団を編成することで、一つの学習集団の人数を減らして学習する指導形態。
19	習熟度別指導	学級を単位とした学習集団ではなく、学習内容の習熟の程度に応じて編成された学習集団に分けて、学習指導を行うこと。通常少人数指導と併用して行うことが多い。
20	I C T	Information and Communication Technology の略で、情報や通信にかかわる技術をいう。
21	I C T教育支援員	学校の情報教育やI C Tを効果的に活用した授業などをサポートする専門員のこと。
21	キャリア教育	「児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育」とのこと。
21	教育マイスター制度	高い指導力と専門知識・技能を持った教員を教育マイスター(認定講師)として認定し、自らの授業を公開し、学級経営の見本を見せるなどの役割を果たすことをとおして優れた授業の継承・他の教員の授業力の向上を図る制度。
22	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要

		な支援を行うこと。
2 2	特別支援学級	学校教育法に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級で、知的障害、肢体不自由、情緒障害等、弱視、難聴、言語障害の特別支援学級を区立小中学校の中に拠点的に設置している。
2 2	特別支援教室	発達障害を含む障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導等の工夫により、通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける形態で、東京都心身障害教育改善検討委員会の「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年12月）の中で提言されている。
2 2	副籍	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、原則として希望する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
2 3	日本語適応教室	区立学校に在籍する中国引き揚げ児童・生徒、外国籍児童・生徒、帰国児童・生徒のうち、本人や保護者が希望し校長から要請のあった者に対し、日本語指導のほか、学校生活や社会生活に必要な基礎的・基本的事項について指導を行うところ。教育センターにて毎週土曜日2時間実施している。
2 3	日本語指導教室	日本語の指導を、取り出し指導や補充的な指導やティーム・ティーチングによる指導など特別な指導形態を交えながら行うところ。
2 5	中野区ミニマムスタンダード	「誰もが身につけるべき学力」や「共通に取り組む指導法や学び方」等、到達目標や手段について、区としてどの学校でも、誰でも指導できる基準として設定したもの。
2 5	教科担任制	1人の教員が、複数の学年・学級にわたって1つの教科指導に責任を持つ体制。小学校では、音楽や図画工作などの一部教科を除くほとんどの教科が、担任によって行われる学級担任制が採用され、中学校では、原則として各教科の教員（教科担任）が配置されている。

26	OJT	On-the-Job Training の略で、企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法のひとつ。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動のことをいう。
28	食育	健康で生き生きとした生活のために、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるとともに、食を通じて豊かな心の育成や社会性を育てていくことを目指す取組・考え方をいう。
29	中野スタンダード	中野区の児童・生徒に達成してほしい、体力や健康にかかわる到達目標を数値や子どもの姿として示したもの。「健康にかかわる生活や行動」「身に付けさせたい体力」「身に付けさせたい運動機能」の3つの観点に分類されている。
30	外部指導員	学校における部活動などの指導員のうち、学校の教職員以外の者。
30	地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人々が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動・スポーツに親しみ、健康づくりに資する機会を身近な地域で提供する会員制のスポーツクラブのこと。 <主な機能> ① 一般区民の健康づくり・体力づくりを支援する教室・大会等の実施 ② 外部指導員の派遣・指導者の養成などによる学校運動部活動支援 ③ 地域のスポーツサークルとかかわるスポーツ指導者の養成と競技力向上に向けた支援 区内4か所の拠点施設を核に、区内全域を視野に事業展開を図っていく。任意団体として発足して将来的には法人化を目指すこととし、クラブの運営に関しては区が支援する。
34	環境教育	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。
35	国際理解教育	世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とした教育。
35	グローバル化	物事の規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。

35	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるもの除く）
36	心の教育相談員	児童・生徒が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在として、中野区では、区立小中学校全校に配置している。臨床心理の勉強をしている者や教職経験がある者が多い。
36	スクールカウンセラー	不登校などの解消を図るために、小中学校に配置される臨床心理士など。児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識と経験を有する。児童・生徒や教職員、保護者へのカウンセリングや助言・援助、情報収集とその提供などを行う。中野区では、東京都より各中学校と小学校3校に1名ずつ配置されている。
36	学校サポートチーム	学校でいじめ、学級経営が困難な状態、重大な事件が発生した場合、学校を支援するために派遣する、校長OBや臨床心理士等から編成されるチームのこと。
36	スクールソーシャルワーカー	保護者や教員、地域社会や社会福祉施設などに働きかけて、子どもを取り囲む環境を改善することにより、いじめや不登校などの問題を解決していく者のこと。第三者であるスクールソーシャルワーカーが間に入ることで、親と教員との対話を促すほか、子どもとかわりのある地域の人々との対話を深め、家庭・学校・地域の連携を進めることにより、問題を解決する点に特徴がある。
37	学校裏サイト	現在では、公立・私立を問わずほとんどの中学・高校が、学校の教育方針や行事などを学生生徒やその保護者に知らせる公式サイトをもっている。そうした公式サイトとは無関係に在校生や卒業生が勝手に立ち上げた掲示板を、「学校裏サイト」という。特定の個人への中傷や、盗撮写真が掲載されることもあり、いじめの温床ともなっている。
37	プロフ	プロフとは、主に携帯電話で利用されている、自分のプロフィールのページを作成できるサービスのこと。または、そのようなサービスを提供しているWebサイトのこと。「プロフ」とは「プロフィール」の略で自己紹介のためのコミュニケーションツール。

37	情報モラル	個人情報や著作権の保護、誹謗中傷やIT犯罪から身を守ることなど、情報社会において適正な活動を行うためのものとなる考え方と態度のこと。
42	どこでも図書館	区民が気軽に身近な場所でいつでも図書資料を利用できるよう、地域センターなど区民に身近な施設を活用して、資料の貸出・返却のできるサービスポイントとするなど、図書館機能の点在化とネットワーク化が図られた図書館のこと。
45	地域開放型学校図書館	各学校に設置されている学校図書館について、特に就学前の子どもや保護者などを対象とした地域における親子読書活動拠点としての役割を中心に、地域利用の推進を図り、学校図書館の施設や機能の活用を図るもの。
45	BDS	BDSとは、図書やAV資料の不正持ち出しをチェックするシステムで、図書資料などの貸出手続きをせずにそのまま館外へ持ち出そうとすると、ゲートのセンサーが検知し、ブザーやランプで警告するもの。
46	文化財	文化活動や生産活動などによって生み出されたもので、歴史上、芸術上もしくは学術上価値の高いもの。有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料等）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財〔衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能（各地域で伝承されてきた芸能）及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等の物件〕、記念物（貝塚、古墳、城跡、旧宅、庭園等）などがある。
46	伝統芸能活動	地域社会の中で人々が長い歴史を通じて培い、伝えてきた音楽、舞踊、絵画、工芸などの芸能活動。
48	NPO	Non Profit Organization(非営利団体)の略で、地域、国家、国際レベルで組織された、非営利の市民ボランティア団体をいう。
51	耐震化率	建物の全棟数に対して、耐震性を有している建物（新耐震基準により建築された建物と、耐震診断により耐震性能Aランクと判定された建物及び耐震改修を実施した建物）の割合をいう。
51	バリアフリー	高齢者・障害者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除くこと。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する必要があるという考え方。

5 2	校務事務処理システム	教職員が行う学校業務における事務作業についてシステム化したもの。校務の事務処理時間の短縮化・効率化を図り、それにより生まれた時間を子どもたちと向き合える時間に充てる。
5 2	中野区立学校セキュリティポリシー	区立学校における情報インフラの整備に伴い、情報の紛失や漏えいの防止が重要な課題となっており、そのための区立学校の安全なICT活用の指針として、平成19年度に策定された。
5 2	学校情報配信システム	携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用したシステムで、子どもたちの安全にかかわる情報や学校行事などを学校から素早く、正確に保護者に伝達するシステムのこと。自然災害や事件などの緊急情報の配信だけでなく、学校行事の実施・変更や、学校での出来事などの学校情報まで幅広い情報の提供を行っている。
5 4	耐震性能ランク	東京都都市計画局策定「建築物の耐震診断システムマニュアル」による性能ランクで、「ランクAは安全だと思います。ランクBは、耐震性能は比較的高いランクですが、補強されることをお勧めします。ランクCは補強が必要です又は精密診断をお勧めします。ランクDは、大規模な補強又は改修が必要だと思います。」としている。

中野区教育ビジョン(第2次)素案

平成22(2010)年7月

〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1

中野区教育委員会事務局教育経営分野(企画財政担当)

電話 03(3228)5610

ファクシミリ 03(3228)5679

メールアドレス kyoikukeiei@city.tokyo-nakano.lg.jp